

山梨県

業務継続計画

(山梨県自然災害BCP)

令和8年10月

目 次

第1章 業務継続計画の基本的考え方	1
1 山梨県業務継続計画の背景と位置付け	1
2 用語の定義	1
3 業務継続計画の基本方針	2
4 業務継続計画の対象となる範囲	2
5 業務継続計画の効果	3
6 業務継続計画と地域防災計画の相違点	4
第2章 計画の前提となる被害想定と県庁の資源	5
1 被害想定	5
2 業務継続のための備蓄	13
第3章 発災後の対応	14
1 職員の参集	14
2 業務実施体制	21
第4章 業務継続計画の対象となる非常時優先業務	24
1 非常時優先業務	24
第5章 今後の取組み	35
1 業務継続計画の課題	35
2 業務継続計画の実効性の向上	35

第1章 業務継続計画の基本的考え方

1 山梨県業務継続計画の背景と位置付け

本県は、周囲を3,000m級の峰々に囲まれた急峻な地域が多く、地震、暴風、豪雨、豪雪、地滑り、そして活火山である富士山の噴火など、多様な災害に注意をはらう必要がある地域である。

特に、地震のうち南海トラフ地震は高い確率で発生が危惧されているほか、豪雨災害等についても激甚化・頻発化の傾向にあり、県民生活や経済活動への影響を最小化するための行政の役割に対する期待は一層高まっている。

大規模自然災害により、県庁が被災した場合においても、県は地域防災計画等に基づき、応急・復旧業務はもとより、中断した場合、社会的に大きな影響を与えるおそれがある重要な通常業務を継続する必要がある。

このため、「山梨県業務継続計画（山梨県自然災害BCP）」（以下「本計画」という。）は、あらかじめ、大規模自然災害という非常事態時において優先的に遂行する業務（以下「非常時優先業務」という。）を選定した上で、県庁が被災し、人員、物資、ライフライン等の利用可能な資源が大幅に制約された状況下においても、より適切な対応が図られることを目的として策定している。

2 用語の定義

（1）業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）

業務継続計画とは、人員、物資、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、応急業務及び継続性の高い通常業務を特定するとともに、非常時優先業務の継続に必要な資源の確保・配分や、そのための手続きの簡素化、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を講じることにより、大規模な災害時にあっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画である。

（2）非常時優先業務

大規模自然災害の発生時にあっても優先して実施すべき業務のこと。具体的には、災害応急対策業務や早期実施の優先度が高い災害復旧・復興業務及び発災に伴う新規発生業務（これらを「応急業務」と総称する。）のほか、業務継続の優先度が高い通常業務が対象となる。（第4章 1「非常時優先業務」を参照。）

3 業務継続計画の基本方針

大規模自然災害発生時には、県庁の通常業務は原則として休止し、県民等の生命・身体及び財産を保護するとともに、社会経済活動に与える影響を最小限にするための業務である非常時優先業務を最優先に実施することとする。

4 業務継続計画の対象となる範囲

(1) 組織

知事部局、出納局、議会事務局、企業局、教育委員会、各種行政委員(会)事務局

(2) 庁舎

本庁舎(本館、別館、北別館、防災新館、県議会議事堂)

※非常時優先業務の選定、業務着手時間及び参集先の設定については、(1)の出先機関についても実施する。

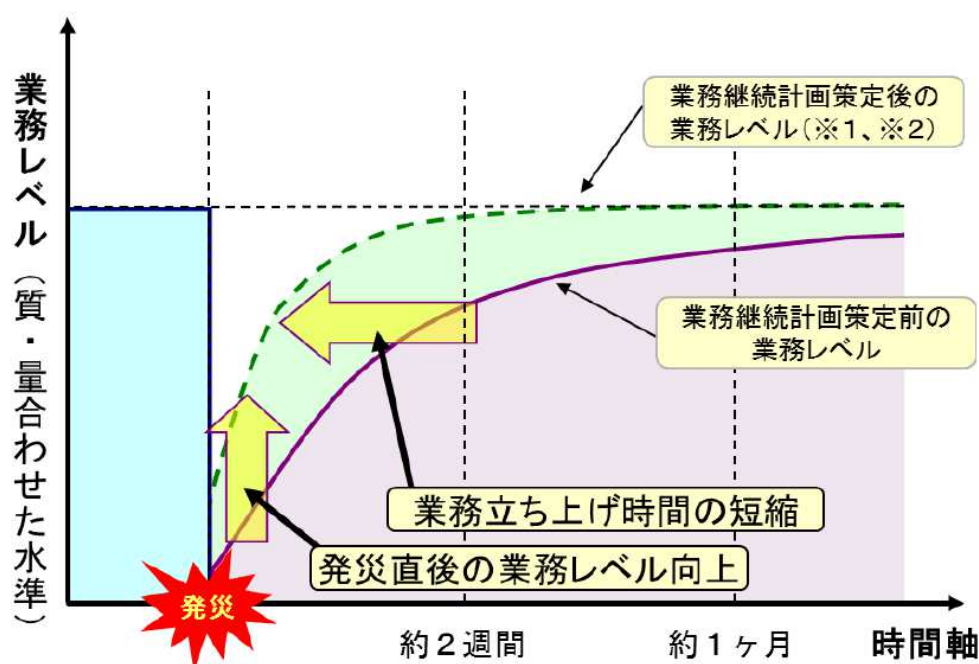
【本庁舎構内図】



5 業務継続計画の効果

人員、物資、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下における非常時優先業務を特定するとともに、当該非常時優先業務の継続のため必要な資源の確保・配分等をあらかじめ講じることにより、下記に示すように、業務立ち上げ時間の短縮や発災直後の業務レベル向上といった効果を得て、高いレベルで業務継続を行うことができる。

《業務継続計画の実践に伴う効果のイメージ図》



出典：内閣府「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き（令和5年5月改定）」から引用

6 業務継続計画と地域防災計画の相違点

地域防災計画は災害対策基本法に基づいて策定され、県、市町村及び防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にするとともに、関係機関相互の密接な連絡調整を図るために必要な基本的事項を示すものである。

一方、業務継続計画は災害時に県庁が被災し、利用できる資源(職員や設備等)に制約が伴う状況下においても地域防災計画に定められている応急業務や災害時でも優先して行う通常業務などの非常時優先業務を適切に遂行する体制をあらかじめ検討するものである。

	業務継続計画(BCP)	地域防災計画
計画の趣旨	発災時の限られた必要資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにする(実効性の確保)ための計画である。	災害対策基本法に基づき、地方公共団体が、発災時または事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画である。
行政の被災	庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する。	行政の被災は必ずしも想定する必要はないが、業務継続計画の策定などによる業務継続性の確保等については計画に定める必要がある。
対象業務	非常時優先業務を対象とする(災害応急対策、災害復旧・復興業務だけでなく、優先度の高い通常業務も含まれる)。	災害対策に係る業務(災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興)を対象とする。
業務開始目標時間	非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める必要がある(必要資源を確保し、目標とする時間までに、非常時優先業務を開始・再開する)。	業務開始目標時間は必ずしも定める必要はない(一部の地方公共団体では、目標時間を記載している場合もある)。
業務に従事する職員の飲料水・食料等の確保	業務に従事する職員の飲料水・食料、トイレ等の確保について検討のうえ、記載する。	備蓄一般として記載されている傾向。

第2章 計画の前提となる被害想定と県庁の資源

1 被害想定

(「山梨県地震被害想定調査結果」(令和5年)より)

- (1)前提として想定する大規模自然災害:曾根丘陵断層帯による地震(マグニチュード7.3)
- 本県で想定される自然災害としては、地震災害の外、大雨等による風水害、地震・大雨に伴う土砂災害、豪雪、富士山噴火による火山災害などがある。
- 業務継続計画は、県庁が被災した場合において、なお業務を適切に執行できるよう策定する計画であるため、本庁舎が最も大きく被災するケースを想定災害とすることが望ましいとされている(内閣府「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き(令和5年5月改定)」)。
- 曾根丘陵断層帯による地震は、県中心部において震度7の揺れが広く発生し、大きな被害が想定されることから、本計画の前提となる大規模自然災害の想定事象とする。
- その他の地震、風水害や豪雪、火山噴火等の大規模自然災害時についても、災害類型や発生条件等により、被害状況や制約を受ける資源等は異なるものの、基本的には本計画を柔軟に応用することで対応が可能と考えられる。

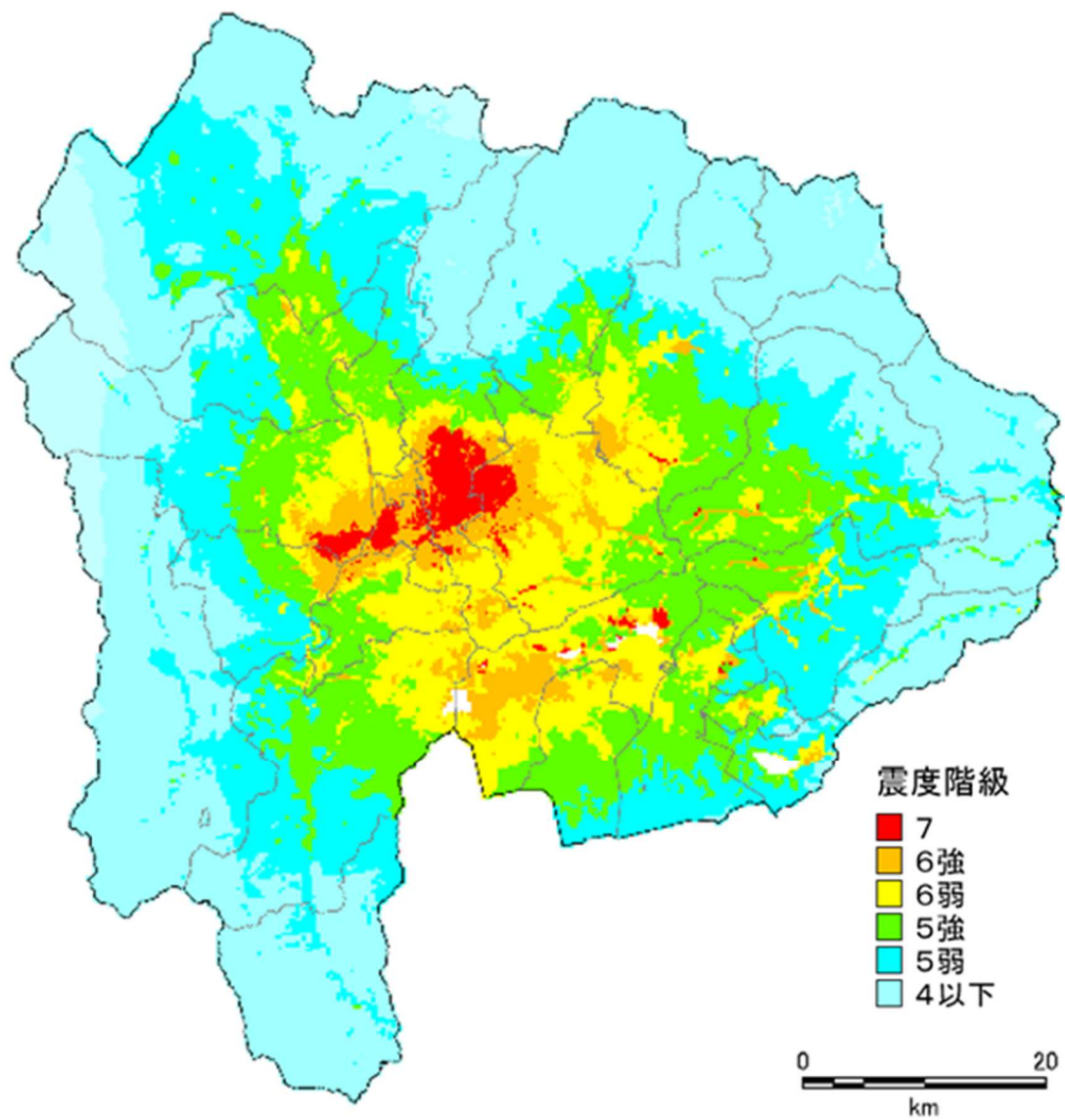
(2)発災条件

想定の子節・時間帯	冬の5時 風速8m
-----------	-----------

※ 人的被害が最も大きく、職員の参集率が低い時間を想定される条件として選定。

(3) 県内の被害想定

《 県内震度分布図 》



【想定事象による被害状況】

震 度	甲府市を中心とした県中心部や富士河口湖町など富士東部地域で震度7を想定。 甲府盆地の広い地域で震度5強以上～震度7を想定。
火 災	就寝中の人が多く、火気の利用が少ない時間帯ではあるが、焼失棟数は3,477棟と想定。
人的被害	揺れ・火災等により甲府市を中心に死者数約4千人、負傷者数約2万人うち重傷者約7千人を想定。
要救助者	甲府市を中心に約9千人を想定。
上水道	発災直後の断水人口は甲府市・南アルプス市・笛吹市を中心として約41万2千人と想定され、全県的な復旧には概ね2～3ヶ月を要すると想定。
下水道	甲府市・富士吉田市・都留市・大月市・富士河口湖町を中心に揺れ・液状化による管きょ被害が発生し、排水困難となる下水道機能支障人口は約4万9千人と想定され、全県的な復旧には概ね2～3ヶ月を要すると想定。
都市ガス	供給停止件数は約2万4千件と想定。
LP ガス	甲府市、都留市、富士河口湖町で漏洩被害件数が約720件発生すると想定。
電 力	機能支障等による停電人口は、甲府市・南アルプス市・甲斐市・笛吹市を中心に約59万2千人で、全県的な復旧日数は約10日程度と想定。
通信(固定電話)	通話機能支障件数は、甲府市、富士吉田市、身延町を中心に約55万6千回線と想定され、全県的な復旧には約10日程度を要すると想定。
通信(携帯電話)	携帯電話は停電率及び回線不通率から発災直後は大月市、上野原市、道志村、小菅村、丹波山村以外の全ての地域で不通となることを想定。1日後から徐々に不通が解消していき、1週間後に全県で解消されていることを想定。
道 路	揺れにより道路の一部区間で被害の発生を想定。主要幹線道路の回復まで概ね1ヶ月要することを想定。
鉄 道	県内各路線で被害が発生することを想定。鉄道の復旧まで概ね1ヶ月以上要することを想定。
避難生活	自宅建物被害やライフライン機能支障等によって、避難所生活及び避難所外生活を強いられる住居制約者数は、発災1日後で約15万3千人、1週間後で約19万3千人、1ヶ月後で約15万6千人と想定。

(4) 県庁本庁舎の被害想定

① 県庁本庁舎の耐震性能

本館、別館、北別館、防災新館、県議会議事堂については耐震基準(Is値0.6)を満たしている。

② インフラの被害想定

本庁舎で耐震基準を満たしている建物は、大きな被害は発生しないと考えられるが、建物自体に大きな被害がなくても、電気、ガス、電話及び上下水道などのインフラに被害があった場合には、庁舎機能を維持できないケースも想定される。

このような場合には、電力や通信手段等が制限された環境のもと、非常時優先業務を行わなければならない。

また、非常時優先業務を行うために必要となる資源の確保についても考える必要がある。

③各建物のインフラ被害想定とバックアップ資源

【庁舎全体の総括】

	被害想定及びバックアップ資源について
建 物	本庁舎は耐震改修が完了しており、大きな被害はないと思われる。
電力・ガス	停電し、ガス供給が停止する可能性がある。 電力については、本館、別館（議事堂含む）、防災新館、北別館は3日分の非常用発電燃料が確保されており、停電時に非常用発電機が自動稼働し、照明や非常用動力等に電力供給され、燃料が継続する間、一部の機器は使用可能となる。
上下水道 トイレ	上水道は断水し、供給停止する。下水道は上水道の供給停止と共に使用不能となり、トイレは使えなくなるため、簡易トイレ等が必要となる。 上水道の供給が可能な場合、停電中でも非常用発電機により、非常用動力（揚水ポンプ）に電力供給されるため、上下水道とトイレは使用可能となる。 県庁の中庭にある防災井戸からは、断水時においても400ℓ/分の生活用水（主にトイレ用）を確保できる。また、非常用発電機に接続されている。
PC環境	県庁全体に関係する主要サーバーは、本館サーバー室または北別館コンピューター室に設置されている。 ネットワークの配線については、有線で建物内外に張り巡らされており、専用機で中継されているため、断線や停電した場合、職員ポータルやインターネットを始め、庁内のネットワークは使用不能となる。 ただし、非常用コンセントが使える所属は、必要最小限のPCや小型プリンタをつなぐ小さなネットワークを所属内で構築し、本計画を遂行する最低限の対応を図る必要がある。（非常用電源の容量が限られていることに配慮する。コピー機は電力消費が大きいため使用不可。） なお、重要な行政データ（統合サーバデータ（庁内各システムデータを含む）、インターネット関係サーバデータ、税務システムデータ、庁内共有フォルダデータ）は、日常的にバックアップを行っており、ネットワークが復旧次第、速やかにデータの利用が可能な体制を確保している。
通 信	停電のほか、電話線の切断や輻輳により、固定電話は使用困難となるが、防災行政無線により、県庁内、各市町村、各消防本部、各協定先、各地域災害拠点病院、各指定地方公共機関等との通信は可能となる。 ただし、停電の場合、非常用発電機の燃料が尽きると防災行政無線が使えなくなるため、燃料を継続して確保できるように注意が必要である。

※ 各ライフラインの全県的な復旧見込みは、「山梨県地震被害想定調査結果」（令和5年）から、概ね、電気、固定電話約10日、携帯電話約1週間、都市ガス・上下水道約2～3ヶ月と想定。

【建物ごと】

《本館》

	被害想定	バックアップ資源
建 物	大きな被害はなし	—
電力・ガス	停電、ガス供給停止	非常用発電機400KVA フル稼働時 3日間 燃料備蓄量 7,000リットル 停電時は発電機自動稼働、約10秒以内に本館の1/2の照明と非常用動力(揚水ポンプ他)に電力供給。
上下水道 トイレ	断水、トイレ使用不能	断水していない場合、停電時でも非常用発電機により、非常用動力(揚水ポンプ)に電力供給。断水時は防災井戸からくみ上げた水を使用する。
PC環境	県庁ポータル他、ネットワーク環境使用不能	非常用コンセントが使用可能な所属では、必要最小限のPCや小型プリンタをつなぐ小さなネットワークを所属内で構築し、優先業務を遂行。
通 信	電話線切断	防災行政無線により、県庁内、各市町村、各消防本部、各協定先、各地域災害拠点病院、各指定地方公共機関等との通信可能。

《別館》《県議会議事堂》

	被害想定	バックアップ資源
建 物	大きな被害はなし	—
電力・ガス	停電、ガス供給停止	非常用発電機400KVA(議事堂と共用) フル稼働時 3日間 燃料備蓄量 7,000リットル 停電時は発電機自動稼働、約10秒以内に1/2の照明と非常用動力(揚水ポンプ他)に電力供給。
上下水道 トイレ	断水、トイレ使用不能	断水していない場合、停電時でも非常用発電機により、非常用動力(揚水ポンプ)に電力供給。断水時は防災井戸からくみ上げた水を使用する。
PC環境	県庁ポータル他、ネットワーク環境使用不能	非常用コンセントが使用可能な所属では、必要最小限のPCや小型プリンタをつなぐ小さなネットワークを所属内で構築し、優先業務を遂行。
通 信	電話線切断	防災行政無線により、県庁内、各市町村、各消防本部、各協定先、各地域災害拠点病院、各指定地方公共機関等との通信可能。

《北別館》

	被害想定	バックアップ資源
建 物	大きな被害はなし	—
電力・ガス	停電、ガス供給停止	非常用発電機400KVA フル稼働時 3日間 燃料備蓄量 7,000ℓ 停電時は発電機自動稼働、約10秒以内に1/2の照明と非常用動力(揚水ポンプ他)に電力供給。
上下水道 トイレ	断水、トイレ使用不能	断水していない場合、停電時でも非常用発電機により、非常用動力(揚水ポンプ)に電力供給。断水時は防災井戸からくみ上げた水を使用する。
PC環境	県庁ポータル他、ネットワーク環境使用不能	非常用コンセントが使用可能な所属では、必要最小限のPCや小型プリンタをつなぐ小さなネットワークを所属内で構築し、優先業務を遂行。
通 信	電話線切断	防災行政無線により、県庁内、各市町村、各消防本部、各協定先、各地域災害拠点病院、各指定地方公共機関等との通信可能。

《防災新館》

	被害想定	バックアップ資源
建 物	大きな被害はなし	—
電力・ガス	停電、ガス供給停止	非常用発電機 ・1,500KVA×2台 ・フル稼働時3日間(連続運転7日間可能) ・停電時は約10秒以内に発電機自動稼働。 ・照明器具への電力供給は、3階の執務室は1/3、4階の執務室及び3、4階の会議室は全数供給。 ・コンセントへの電力供給は3、4階の約9割。 ・エレベーターへの電力供給は3台。(内1台は警察専用で2階防災センターの中央監視設備にて操作が必要。5号(26人乗)、6号(17人乗)機は自動運転。)
上下水道 トイレ	断水、トイレ使用不能	給水設備 ・受水槽及び高架水槽に上水及び雑用水を備蓄。(上水:30,000リットル、雑用水:168,000リットル。370人が14日間使用することを想定) ・停電時でも非常用発電機により、非常用動力(揚水ポンプ)に電力供給。また、防災井戸からくみ上げた水も使用可能。 排水設備 ・汚水・雑排水を放流できない場合、地下2階床下の汚水槽に汚水を貯留可能。(2階防災センターの中央監視設備にて操作が必要) (汚水貯留:177,000リットル。370人が14日間放流する汚水量を想定)
PC環境	県庁ポータル他、ネットワーク環境使用不能	非常用コンセントが使用可能な所属(3、4階の9割のコンセント)では、必要最小限のPCや小型プリンタをつなぐ小さなネットワークを所属内で構築し、優先業務を遂行。
通 信	電話線切断	防災行政無線により、県庁内、各市町村、各消防本部、各協定先、各地域災害拠点病院、各指定地方公共機関等との通信可能。

2 業務継続のための備蓄

大規模自然災害発生時には、非常時優先業務に従事するため、多くの職員が庁舎内にとどまることが想定される。

そのため、職員用の飲料水や食料のほか、業務を行うために必要となる資機材等の備蓄を整備する必要がある。現状の備蓄の状況は下記表のとおりである。

《備蓄の状況》

項 目	確 保 状 況
飲料水	職員1,760人分(うち本庁500人)の備蓄として、3リットル/人×2日分の水を備蓄している。 加えて、普段から各自、ロッカーに2リットル程度の飲料水を用意し、時間外の発災の場合は、登庁の際、持参するよう奨励する。
食料等	職員1,760人分(うち本庁500人)の備蓄として、3食/人×2日分の食料を備蓄している。 加えて、普段から各自、ロッカーに3食分程度の食料等を用意し、時間外の発災の場合は、登庁の際、持参するよう奨励する。
消耗品等	中央省庁業務継続ガイドラインでは、概ね1ヶ月分以上の常時ストックがあることが望ましいとしていることから、コピー用紙、トナー等の消耗品のストックについては、今後、適正な備蓄量を検討していく。
執務環境	執務室の什器等を固定していない場合、発災時、什器、書架等が転倒し、内容物が落下・散乱して、速やかに非常時優先業務を開始できないことになるため、各所属に対し什器、書架等の固定を奨励する。
トイレ	停電時には、非常用発電機により、非常用動力(揚水ポンプ)に電力供給され、水の使用が可能になる。断水時は防災井戸からくみ上げた水を使用することで、トイレの使用が可能となる。

第3章 発災後の対応

1 職員の参集

(1) 災害対策本部配備態勢

情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行えるよう、下記表に従い、配備態勢を取ることとされている。

災害対策本部配備態勢	
統括部及び 防災関係所属態勢	○各災害共通 ・相当規模の災害が発生し、又は発生しているおそれがあり、災害応急対策を必要とするとき ○風水害・雪害等 ・県内に特別警報が発表されたとき ・県内において洪水災害、土砂災害、豪雪災害等の相当規模の災害が発生し、又は発生しているおそれがあるとき ○地震 ・県内で発生した震度5弱・5強の地震で、相当規模の災害が発生し、又は発生しているおそれがあるとき ・南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき ○火山噴火 ・富士山に噴火警戒レベル4(高齢者等避難)が発表されたとき ○その他、本部長が必要と認めたとき
全所属・全庁態勢 (勤務時間外においては、分掌する災害応急対策に係る所要の人員を確保する態勢)	○風水害・雪害等 ・全庁的な対応が必要と本部長が認めたとき ○地震 ・震度6弱以上の地震が県内に発生したとき ○火山噴火 ・富士山に噴火警戒レベル5(避難)が発表されたとき ○その他、本部長が必要と認めたとき

配備態勢が敷かれる地震の中でも、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、下記表による態勢で対応を行う。

情報名	対応
南海トラフ地震臨時情報(調査中)※県内震度が4未満	○庁内連絡会議の開催 ・発表された情報の共有 ・情報収集・連絡体制の確認 等 ○情報収集態勢 ・防災局職員2名＋宿日直職員【勤務時間外】

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)	○庁内連絡会議の開催 ・発表された情報の共有 ・応急対策の確認など、地震への備えの徹底 等 ○災害警戒本部態勢
南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)	○庁内連絡会議の開催 ・発表された情報の共有 ・応急対策の確認など、地震への備えの徹底 等 ○災害対策本部態勢

※参集した職員は、災害対策本部態勢下にて、災害応急対策業務を行うことになるが、災害応急対策業務を担当していない職員は、通常業務のうち、非常時でも継続して行う必要のある業務を行う。

(2) 参集可能人数の想定

- ① 発災から3日目までは、原則として徒歩による参集を想定しているため、県庁から直線距離で半径20km以内に居住する職員のみを参集対象とする。
- ② 歩行速度は4km/h(通常の歩行速度)、距離は移動距離にて計算する。
- ③ 大規模自然災害の発生から30分程度は出発の準備及び家族の安否確認の時間として考慮(ここでいう「大規模自然災害」は、あらかじめ災害に備えて配備体制が検討可能な風水害等ではなく、突発的な地震や火山噴火等が前提となる)。
- ④ 本人や家族の被災の外、近隣での救出・救助活動のため、3日目までは3割の職員は参集困難と想定。
- ⑤ 7日目以降、公共交通機関が徐々に回復し、20km圏外の職員も参集可能と考えられるが、依然として約3割の職員は参集困難と想定。
(他の所属に参集していた職員は、7日目以降は自所属に参集可能と想定)
- ⑥ 2週間目以降、全職員のうち、概ね9割は参集可能と想定。

(3) 参集可能人数の想定(時間外発災の場合)

時間外に発災し、全職員による参集となった場合、自宅が参集場所に近い職員から参集すると想定される。

□□ 職員参集の考え方 □□

- 職員は、県民の生命・身体等を守るため、参集義務があることを自覚する。
- 職員は、災害時において、安全性・確実性がより高い経路を速やかに選択できるよう、参集予定庁舎への経路確認等を平時から行うよう努めるものとする。
- 災害発生時は、あらかじめ定めた参集予定庁舎に固執することなく、当該災害の態様・規模等に応じ、所属長等と相談のうえ、参集庁舎・参集方法等を柔軟に選択するものとする。
- 職員本人又は家族の被災、救出・救助、育児、介護その他のやむを得ない事情により、直ちに参集することが困難な場合は、その状況を所属長等に報告する。
- 所属長等は、上記のほか非常時優先業務の実施体制を踏まえ、参集の要否等について個別に判断するものとする。

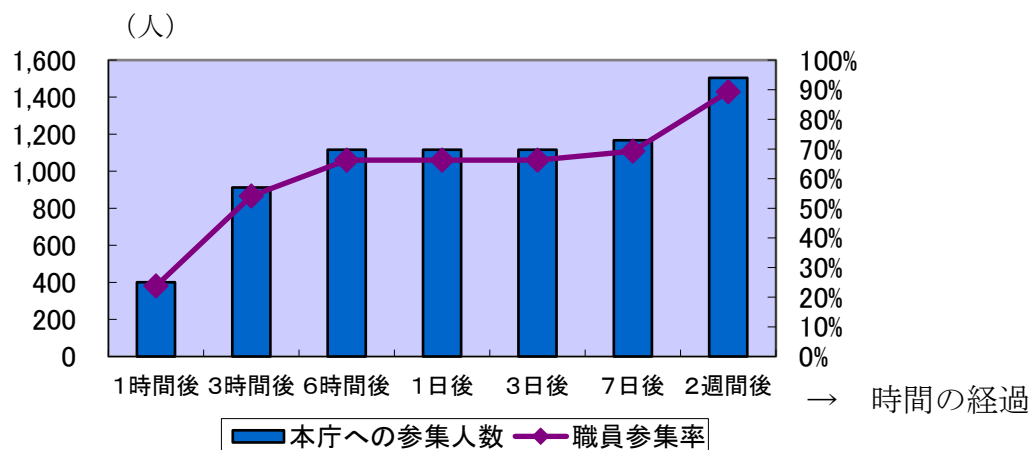
○ 本庁の場合

発災後、1時間後には参集対象職員に対し、約24%の職員が参集すると想定される。その後の参集状況については、次の表またはグラフが示すとおりである。

	1時間後	3時間後	6時間後	1日後	3日後	7日後	2週間後
本庁からの参集人数	367	846	1,050	1,050	1,050	1,167	1,504
他地域からの参集人数	34	66	66	66	66	0	0
合 計	401	912	1,116	1,116	1,116	1,167	1,504

職員参集率	24%	54%	66%	66%	66%	69%	89%
-------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

※ 7日後までは職員の3割、2週間後は職員の1割は参集できないことを考慮した数値。出先機関も同様。

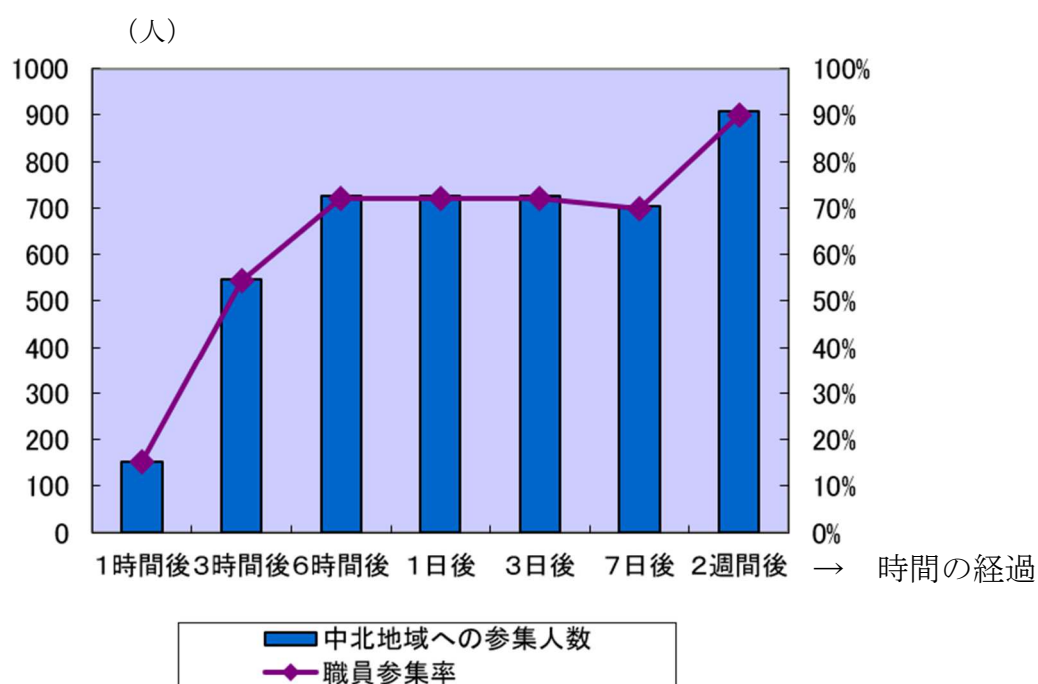


○ 中北地域の場合

発災後、1時間後には参集対象職員に対し、約15%の職員が参集すると想定される。
その後の参集状況については、次の表またはグラフが示すとおりである。

	1時間後	3時間後	6時間後	1日後	3日後	7日後	2週間後
中北地域からの参集人数	119	467	624	624	624	699	899
他地域からの参集人数	32	70	81	81	81	0	0
本庁からの参集人数	1	10	21	21	21	6	8
合 計	152	547	726	726	726	705	907

職員参集率	15%	54%	72%	72%	72%	70%	90%
-------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----



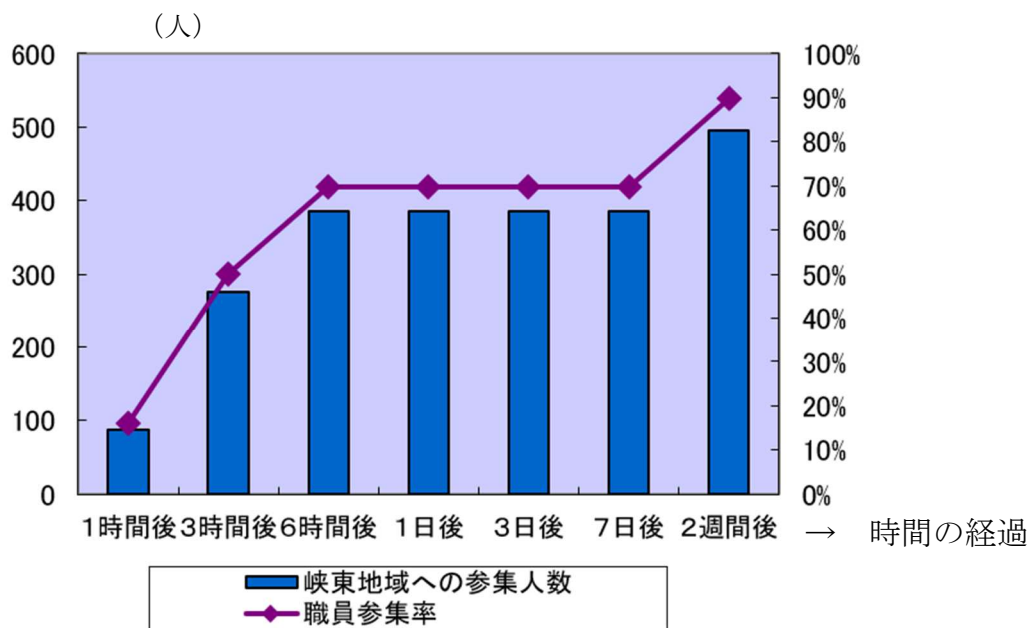
○ 峡東地域の場合

発災後、1時間後には参集対象職員に対し、約16%の職員が参集すると想定される。

その後の参集状況については、次の表またはグラフが示すとおりである。

	1時間後	3時間後	6時間後	1日後	3日後	7日後	2週間後
峡東地域からの参集人数	48	192	296	296	296	385	495
他地域からの参集人数	37	81	86	86	86	0	0
本庁からの参集人数	3	3	3	3	3	0	0
合 計	88	276	385	385	385	385	495

職員参集率	16%	50%	70%	70%	70%	70%	90%
-------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----



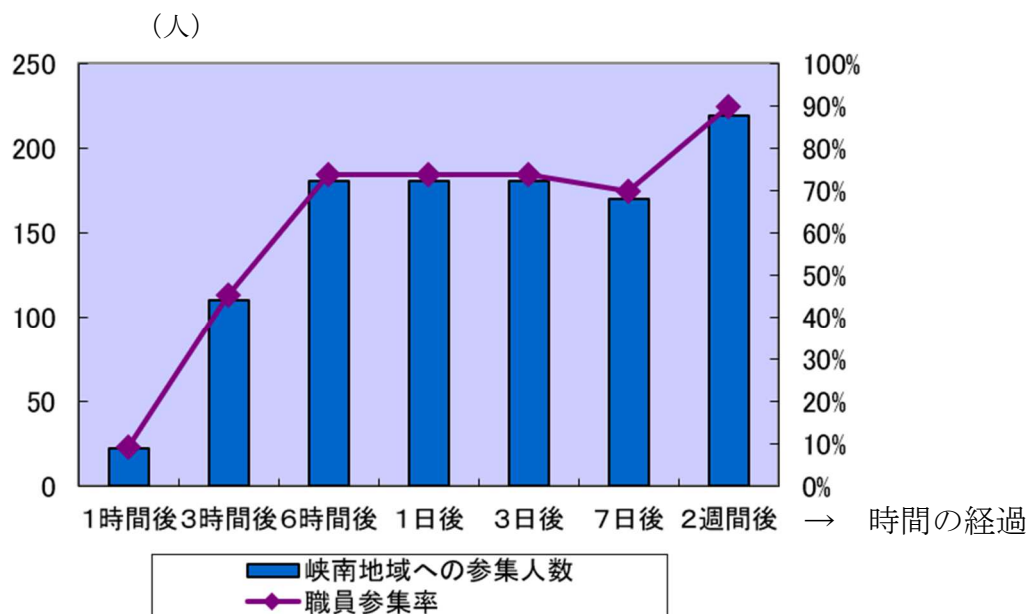
○ 峡南地域の場合

発災後、1時間後には参集対象職員に対し、約9%の職員が参集すると想定される。

その後の参集状況については、次の表またはグラフが示すとおりである。

	1時間後	3時間後	6時間後	1日後	3日後	7日後	2週間後
峡南地域からの参集人数	14	75	142	142	142	170	219
他地域からの参集人数	7	31	34	34	34	0	0
本庁からの参集人数	1	4	4	4	4	0	0
合 計	22	110	180	180	180	170	219

職員参集率	9%	45%	74%	74%	74%	70%	90%
-------	----	-----	-----	-----	-----	-----	-----



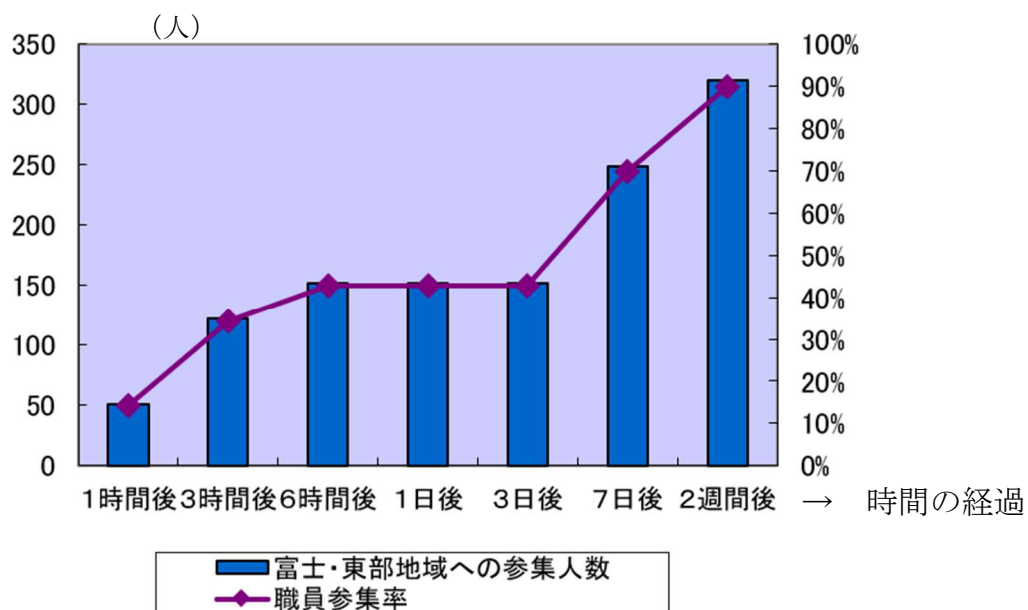
○ 富士・東部地域の場合

発災後、1時間後には参集対象職員に対し、約14%の職員が参集すると想定される。

その後の参集状況については、次の表またはグラフが示すとおりである。

	1時間後	3時間後	6時間後	1日後	3日後	7日後	2週間後
富士・東部地域からの 参集人数	30	70	91	91	91	249	320
他地域からの参集人数	7	20	22	22	22	0	0
本庁からの参集人数	14	32	39	39	39	0	0
合 計	51	122	152	152	152	249	320

職員参集率	14%	34%	43%	43%	43%	70%	90%
-------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----



2 業務実施体制

(1) 指揮命令系統

大規模自然災害の発生時においても組織機能を維持し、業務を適切に遂行するためには、指揮命令系統の早期の立て直し、確立が重要であり、幹部職員の不在を想定し、事前に指揮命令系統を整理しておく必要がある。

災害応急対策についての指揮命令系統は、地域防災計画に定められている体制とし、優先度の高い通常業務についての指揮命令系統は、通常体制とする。

(2) 職員の配置調整

大規模自然災害の発生時においても、原則として、自分の所属に参集し非常時優先業務を行うことになるが、所属によっては人員不足が生じることも想定される。

このようなケースが生じた場合、職員の配置調整が必要となる。調整は次の手順で実施することとする。

①部局内で調整を実施。(各部局の幹事課主導)

②部局内で調整できない場合、部局を超えた調整を実施。(災害対策本部の総務・調整班主導)

特に、部局を超えた人員調整は、いざという時に急に対応できるとは限らないため、調整を主導する総務・調整班は、平常時から各所属の担当者と調整方法や手順を訓練等により確認しておく。

(3) 職務代行

大規模自然災害の発生時において、意思決定権者が不在の場合は、「山梨県事務決裁規則」に基づき業務を執行する。

「山梨県事務決裁規則」第6条から第9条を表に整理すると、次のとおり。

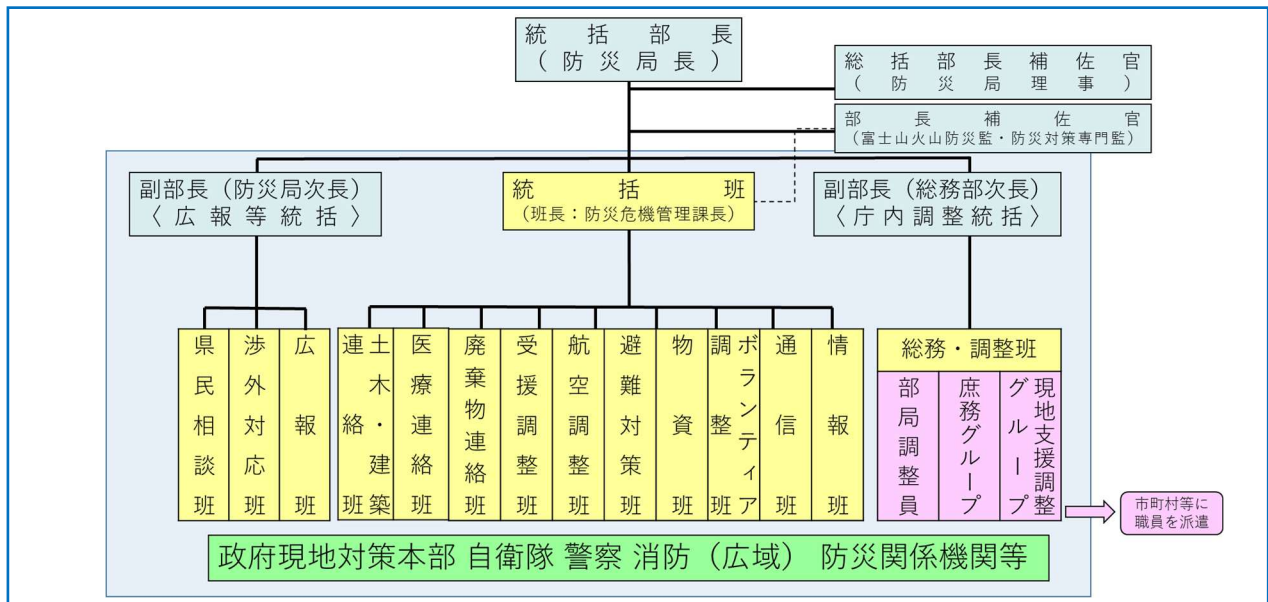
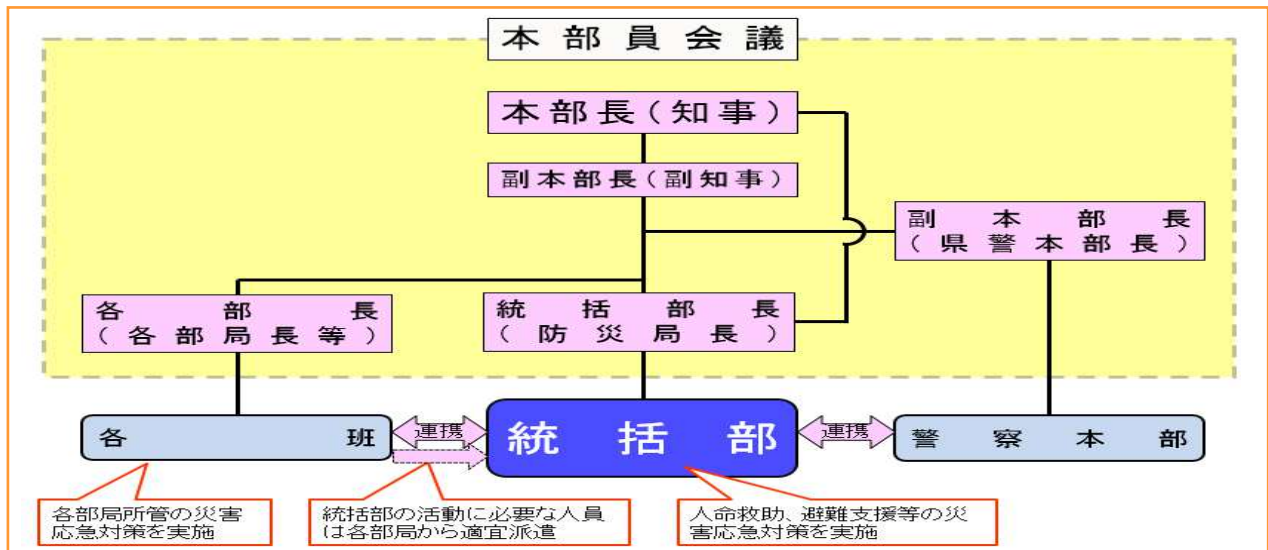
決裁者	第1代決者	第2代決者	第3代決者
知事	副知事	主務部長	
		会計管理者 (出納局が所掌する事務)	
部長	次長 (複数いる場合はあらかじめ 部長が指定する次長)	主務課長 (軽易な事案に限る)	
	主務課長 (次長が置かれていない部)	部内他の課長 (軽易な事案に限る)	
次長	主務課長		
課長	課長補佐 (複数いる場合はあらかじめ 課長の指定する課長補佐)		
会計管理者	出納局長	出納局次長	主務課長

なお、災害対策本部における知事の権限委譲順位を表に整理すると、次のとおり。

○災害対策本部における知事権限委譲順位

第1位	副知事
第2位	県警察本部長

(4) 災害対策本部の組織図



(5) 庁舎に被害が発生したときの対応

庁舎の全部又は一部が被災し、安全が確保できない場合、庁舎管理者は被害箇所及び立ち入り制限区域を周知するとともに、安全や業務継続への影響が大きい箇所を優先して、応急復旧を実施する。

庁舎を長期的に利用できないと判断される場合、知事は代替施設において重要業務を実施することを決定する。代替施設は、次の候補施設の中から、災害の発生箇所、規模等に応じて決定する。

【候補施設】

- ① 県合同庁舎(北巨摩、東山梨、東八代、南巨摩、西八代、南都留、富士吉田)
- ② 合同庁舎以外の県有施設

第4章 業務継続計画の対象となる非常時優先業務

1 非常時優先業務

非常時優先業務については、第1章2（2）にも記載したとおり、応急業務及び優先度の高い通常業務が対象になるが、本計画策定にあたり、次のとおりに選定した。

（1）非常時優先業務の選定方法

本計画では、業務継続の基本方針を踏まえ、大規模自然災害の発生時において県として実施すべき非常時優先業務を次により選定し整理する。

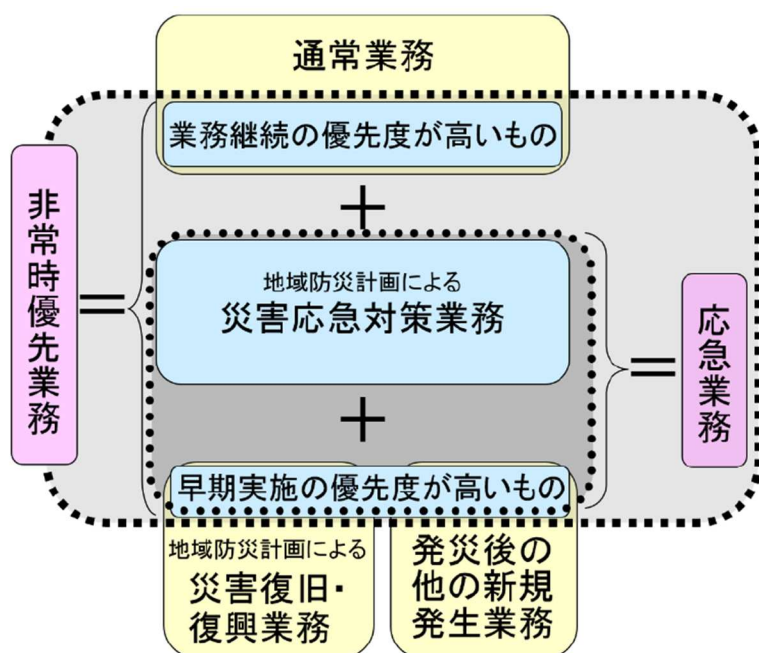
- （ア） 非常時優先業務とは、応急業務及び通常業務のうち業務継続の優先度が高いものをいう。
- （イ） 大規模自然災害発生後、2週間以内に着手する業務を対象とする。
- （ウ） 大規模自然災害発生後の時系列区分に従い、業務ごとに業務開始目標時間を明示する。

なお、時系列区分は①3h以内②6h以内③1日以内④3日以内⑤7日以内⑥2週間以内の6区分とする。

なお、大規模自然災害が発生している非常時においては、業務継続の優先度が高くない通常業務は、原則休止とするが、非常時優先業務の継続に支障とならない範囲では、業務を実施する。

また、休止した業務については、災害応急対策業務の実施の経過や職員参集状況等の改善など、時間経過に伴い順次再開する。

《非常時優先業務のイメージ図》



(2) 非常時優先業務の選定結果

非常時優先業務を特定するため、全ての業務を洗い出し、本計画の基本方針に基づき、評価した結果は次のとおりである。

県庁(出先機関も含む)における業務は、災害時の応急業務を含め、全2,607業務ある中、非常時優先業務は1,032業務(約40%)であった。

全業務のうち、本庁における業務は1,819業務ある中、非常時優先業務は751業務(約41%)であった。非常時優先業務の内訳は、応急業務が420業務、通常業務の中の優先業務が329業務であった。

出先機関における業務は788業務ある中、非常時優先業務は281業務(約36%)であった。非常時優先業務の内訳は、応急業務が99業務、通常業務の中の優先業務が182業務であった。

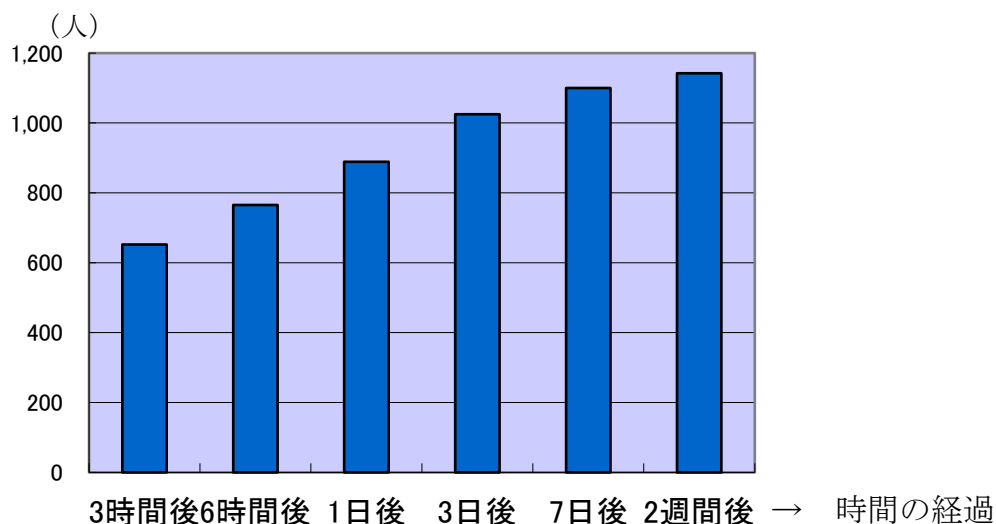
(3) 非常時優先業務に必要な職員の人数

非常時優先業務を行うために必要な職員の人数を発災後の時間の経過と共に整理したところ、次の表及びグラフが示す結果となった。

○ 本庁の場合

《非常時優先業務に必要な職員の人数状況表及びグラフ》

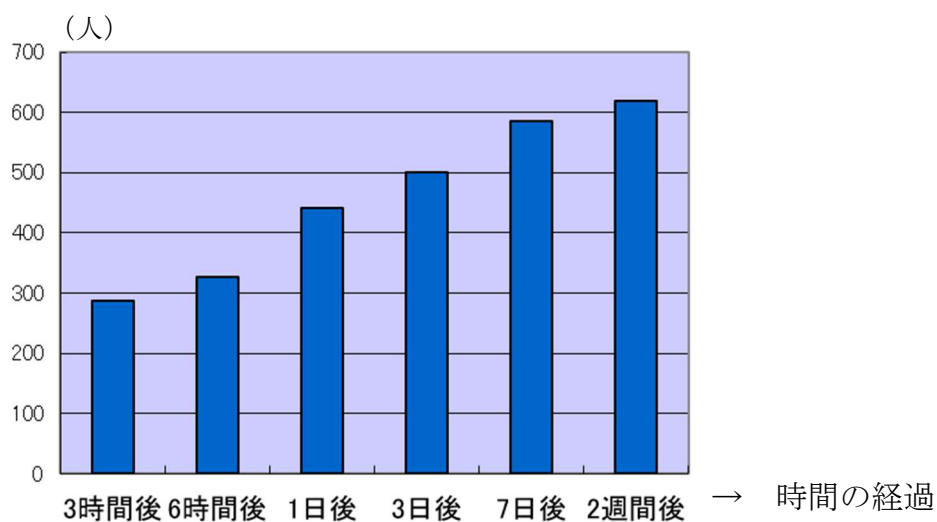
	3 時間後	6 時間後	1 日後	3 日後	7 日後	2 週間後
必要人数	652	765	889	1,025	1,100	1,142



○ 中北地域の場合

《非常時優先業務に必要な職員の人数状況表及びグラフ》

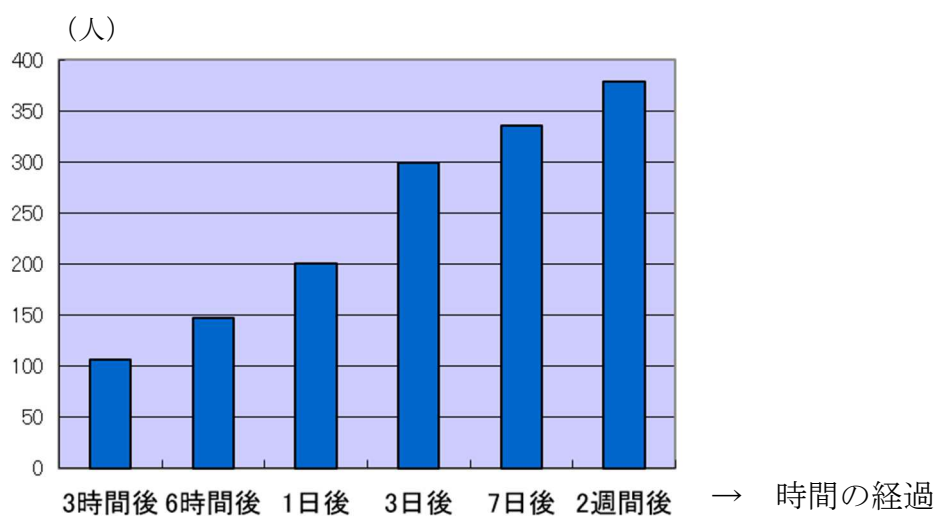
	3 時間後	6 時間後	1 日後	3 日後	7 日後	2 週間後
必要人数	287	326	442	500	586	620



○ 峡東地域の場合

《非常時優先業務に必要な職員の人数状況表及びグラフ》

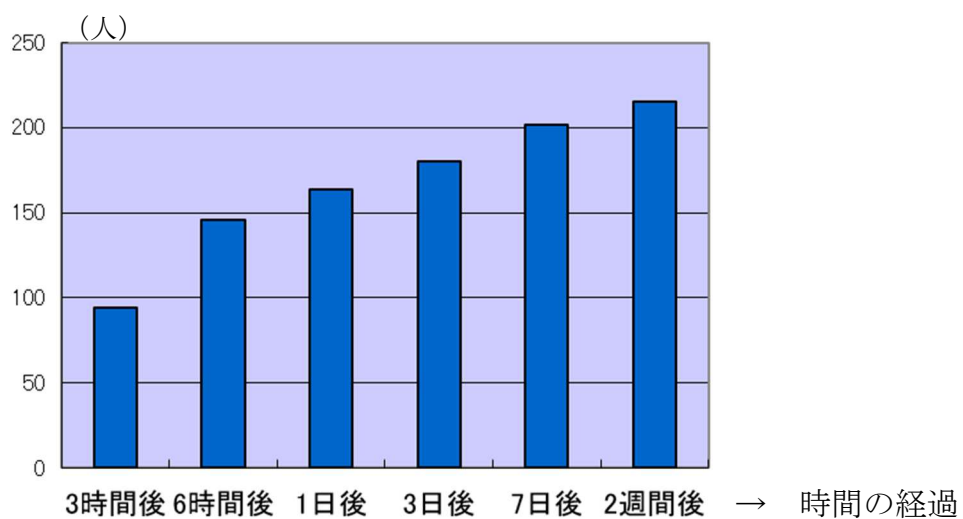
	3 時間後	6 時間後	1 日後	3 日後	7 日後	2 週間後
必要人数	107	147	201	299	336	379



○ 峡南地域の場合

《非常時優先業務に必要な職員の人数状況表及びグラフ》

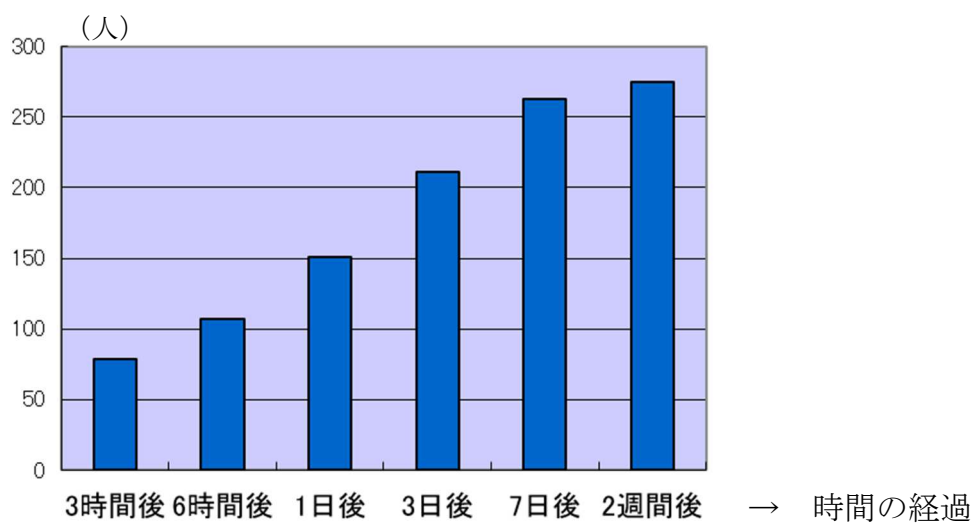
	3 時間後	6 時間後	1 日後	3 日後	7 日後	2 週間後
必要人数	94	146	164	180	202	215



○ 富士・東部地域の場合

《非常時優先業務に必要な職員の人数状況表及びグラフ》

	3 時間後	6 時間後	1 日後	3 日後	7 日後	2 週間後
必要人数	79	107	151	211	263	275



(4) 非常時優先業務に必要な職員の人数と参集職員の関係

○ 本庁の場合

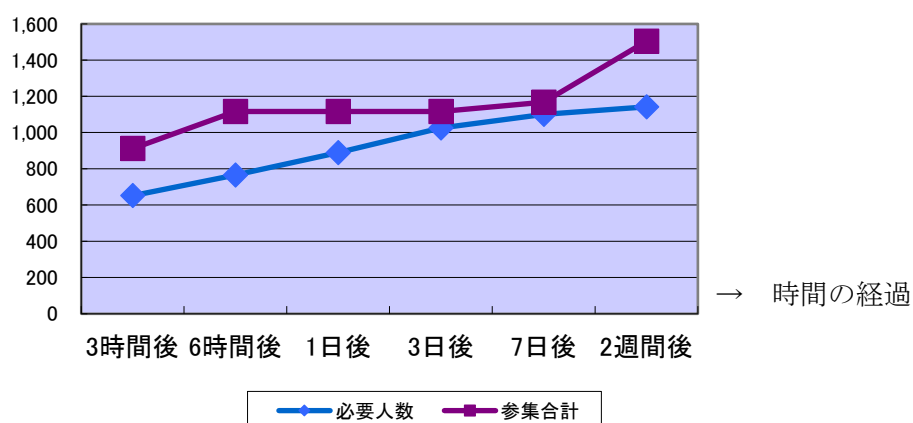
非常時優先業務を行うために必要な職員の人数と職員の参集状況を合わせて検証した結果、非常時優先業務を行うための職員が不足する時点は生じなかった。

大規模自然災害の発生時において、非常時優先業務を行うための職員が不足している場合には、災害の実情に応じて、本計画において選定した応急業務をさらに精査し、その時点での参集職員の人数で遂行可能な業務量に限定しつつ、部局間で職員の調整を行い、業務を遂行する。部局内で職員の調整ができなかった場合には、第3章2(2)②の手順により部局を超えた職員調整を実施のうえ、業務を遂行することになる。

《必要職員数と参集職員数の関係表及びグラフ》

	3 時間後	6 時間後	1 日後	3 日後	7 日後	2 週間後
必要人数	652	765	889	1,025	1,100	1,142
本庁からの参集人数	846	1,050	1,050	1,050	1,167	1,504
他地域からの参集人数	66	66	66	66	0	0
参集合計	912	1,116	1,116	1,116	1,167	1,504

(人)



○ 出先機関の場合

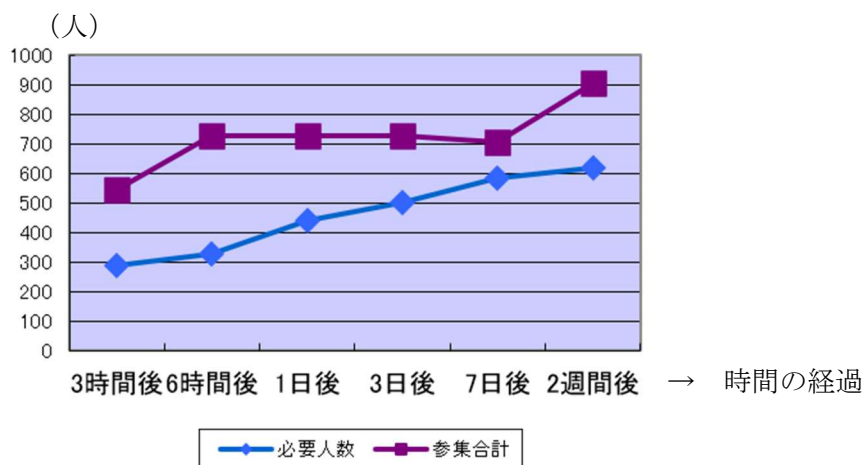
出先機関について、圏域ごとに非常時優先業務を行うために必要な職員の人数と職員の参集状況を合わせて検証した結果、中北、峡東の2圏域は、次のとおり、発災3時間後から2週間後までの間において、非常時優先業務を行うための職員が不足する時点は生じなかった。

峡南、富士・東部の2圏域においては、次のとおり、発災3日後または7日後において、非常時優先業務を行うための職員が不足する時点が一時的に生じた。

(中北地域)

《必要職員数と参集職員数の関係表及びグラフ》

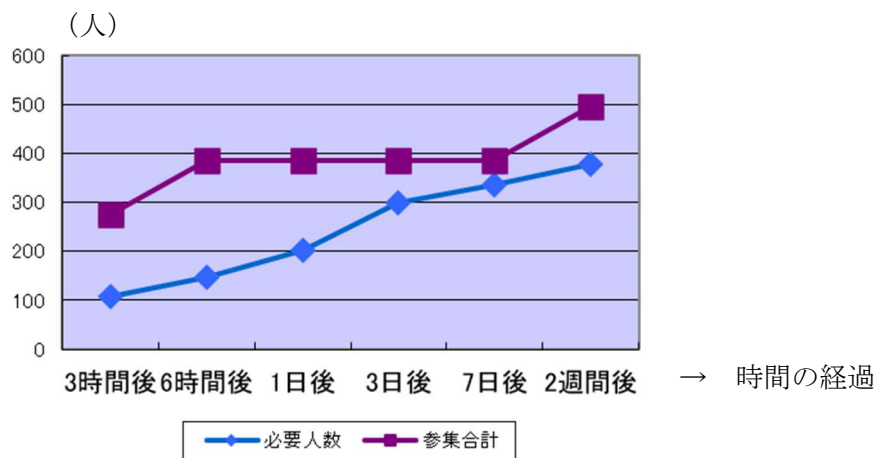
	3 時間後	6 時間後	1 日後	3 日後	7 日後	2 週間後
必要人数	287	326	442	500	586	620
中北地域からの参集人数	467	624	624	624	699	899
他地域からの参集人数	70	81	81	81	0	0
本庁からの参集人数	10	21	21	21	6	8
参集合計	547	726	726	726	705	907



(峡東地域)

《必要職員数と参集職員数の関係表及びグラフ》

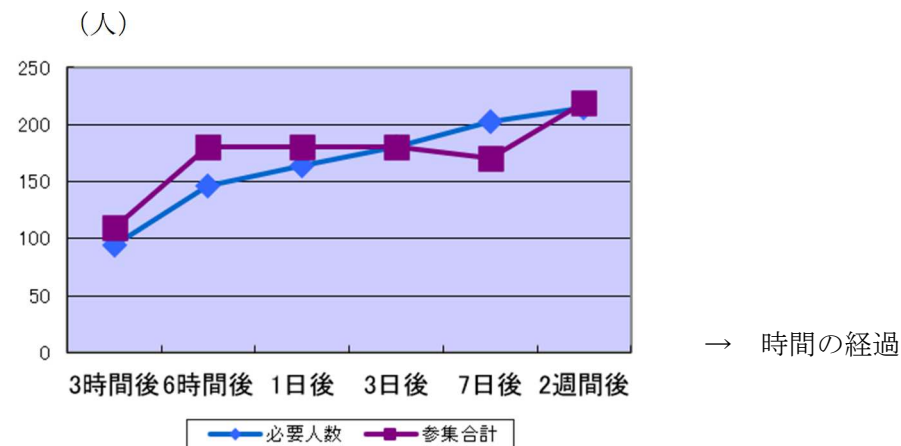
	3 時間後	6 時間後	1 日後	3 日後	7 日後	2 週間後
必要人数	107	147	201	299	336	379
峡東地域からの参集人数	192	296	296	296	385	495
他地域からの参集人数	81	86	86	86	0	0
本庁からの参集人数	3	3	3	3	0	0
参集合計	276	385	385	385	385	495



(峡南地域)

《必要職員数と参集職員数の関係表及びグラフ》

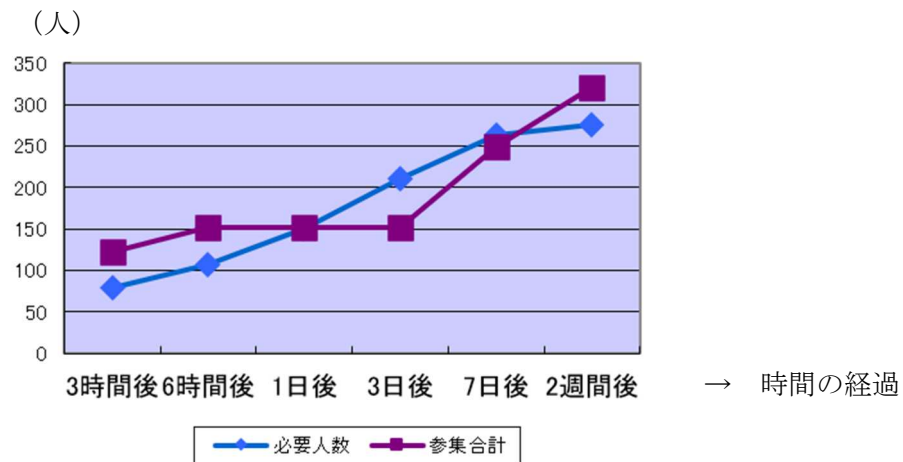
	3 時間後	6 時間後	1 日後	3 日後	7 日後	2 週間後
必要人数	94	146	164	180	202	215
峡南地域からの参集人数	75	142	142	142	170	219
他地域からの参集人数	31	34	34	34	0	0
本庁からの参集人数	4	4	4	4	0	0
参集合計	110	180	180	180	170	219



(富士・東部地域)

《必要職員数と参集職員数の関係表及びグラフ》

	3 時間後	6 時間後	1 日後	3 日後	7 日後	2 週間後
必要人数	79	107	151	211	263	275
富士・東部地域からの参集人数	70	91	91	91	249	320
他地域からの参集人数	20	22	22	22	0	0
本庁からの参集人数	32	39	39	39	0	0
参集合計	122	152	152	152	249	320



(5) 各所属において選定した非常時優先業務

所属ごとに整理した主な非常時優先業務及び業務の目標開始時間のイメージ図は次の表のとおりである。

また、各所属において選定した詳細な非常時優先業務については、別紙に整理したとおりであり、各所属にて活用することとする。

○大規模自然災害発生時の応急業務イメージ

→ 時間の経過 →						
1h	3h	6h	1d	3d	7d	2w
初動体制の確立						
・災害対策本部設置・運営				・医療・県土災害対策本部との調整		
・本部員会議開催				・県民相談対応		
・庁舎機能（執務室・通信他）の確保						
被災状況の把握						
・職員の安否確認、被害情報収集				・避難所開設状況の把握		
・防災ヘリによる上空偵察						
被災状況の伝達						
・消防庁への災害即報				・危険物等の事故報告		
・報道発表、ホームページ						
応急対策						
・被災者救出等の応急処置 ・飲料水等の確保 ・災害救助法適用 ・下水道施設の応急対策 ・水防活動						
関係機関との連携・応援要請						
・被災市町村との連絡調整						
・国や協定に基づく応援要請、物資調達						
	医療体制の確保					
	・医療救護体制の確立			・ドクヘリの運航		
	・関係機関への応援要請・DMAT派遣要請			・広域医療搬送活動		
	・医薬品の確保					
	緊急輸送体制の確保					
	・緊急輸送路の状況把握、緊急輸送路の指定			・緊急通行車両標章・確認証明書の交付		
	・バス協会、トラック協会への応援要請			・災害派遣等従事車両証明		
	・交通規制					
	受援体制の確保					
	・緊急消防援助隊、自衛隊、他都道府県からの応援職員の受入・調整に関すること					
	避難所支援					
	・食料、生活必需品の供給					
	被害拡大防止					
	・応急危険度判定士の派遣			・災害関係物資調達		
	・急傾斜地等の危険箇所対策					
	災害時要援護者対策					
	・高齢者、身体障害者、外国人、帰宅困難者					
	廃棄物等の処理					
	・災害廃棄物、し尿処理					
	ボランティア活動支援					
	・ボランティアセンターとの連絡調整					
	応急復旧					
	・被災施設の応急復旧					
	住宅対策					
	・仮設住宅、公営住宅の入居調整					
	被災者支援					
	・罹災証明発行支援					
	教育の再開					
	・教科書等の配付			・給食の実施		
	・生徒の転入学措置					

○大規模自然災害発生時の主な優先すべき通常業務イメージ

	→ 時間の経過 →					
	3h	6h	1d	3d	7d	2w
共通	・重要な行事への対応(延期調整等) ・予算・支出・調達ほか庶務等で緊急のもの					
高度政策推進局	・政策関連情報収集・分析 ・データ分析による政策立案支援 ・重要事項の総合調整、広域連携 ・やまなしパートナーズ・レター、問い合わせメール					
総合県民支援局	・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護、性暴力被害者への支援 ・一時保護所(児童相談所)の運営 ・総合窓口、一般旅券発給 ・県民相談(法律相談・交通事故相談・労働相談・内職相談)、消費生活相談 ・生活関連物資の価格・需給動向調査 ・児童虐待防止対策、児童の一時保護及び一時保護委託 ・中小企業労働相談事業					
新価値創造推進局	・山梨県無料公衆無線LANの運用管理 ・サーバ等機器、電源及びネットワーク利用可否状況の確認 ・行政情報ネットワーク、メール、LGWAN利用環境の復旧(部分復旧・仮復旧) ・各種システムの運用管理					
地域デザイン・新交通基盤推進局	・交通行政の総合調整(応急対応以外)					
総務部	・集中管理自動車の運行及び管理 ・税に関する災害窓口業務 ・文書の収受・発送 ・被災市町村及び支援市町村の行財政指導 ・予算その他財政 ・県税の減免措置					
防災局	・気象情報の受伝達、気象状況に基づく配備、防災ポータルサイトの維持管理 ・消防防災ヘリコプターの運航・点検・整備、ドクヘリとの運航調整、各種資機材の維持管理					
福祉保健部	・医療相談 ・一時保護所(女性相談支援センター)の運営 ・血液の安定的確保、医薬品・医療機関等の安全確保 ・障害者の相談支援 ・生活保護、生活困窮者の自立支援 ・国民健康保険 ・医療機関の指導監督 ・介護保険					
森林環境部	・災害時の電力供給体制の強靱化 ・鳥インフルエンザに係る死亡野鳥等調査 ・公共関与による廃棄物最終処分場の管理・運営 ・県産材の流通及び特用林産の振興 ・不法投棄防止対策の推進 ・林道及び治山施設の維持管理 ・大気汚染防止対策、浮遊粒子状物質対策、光化学スモッグ対策、土壌汚染対策 ・公共用水域、地下水の常時監視及び水質保全対策					

産業政策部	・公的質量標準供給体制の維持・運営(基準器の保全)		
			・中小企業の金融相談
観光文化・スポーツ部	・富士の国やまなし観光ネットの維持管理及び情報発信 ・災害時外国人受入対応		
	・県有観光施設の維持管理(情報収集、被害調査)		
農政部	・家畜伝染病の危機管理		
	・農畜産物の流通販売対策		
	・主要食糧の確保、供給		
	・農業災害関係制度資金		
県土整備部	・富士山火山防災対策 ・土砂災害情報相互通報システム		
	・工事施工中現場の安全確認 ・危険化した屋外広告物への対応措置 ・市町村下水道の維持管理指導		
	・道路事業の総合調整及び関係機関との調整 ・道路清掃及び道路パトロール ・河川及び河川管理施設の管理(応急復旧に関するものを除く) ・砂防関係施設の管理		
			・建築基準法に基づく建築確認、検査、許可等
出納局	・現金の出納及び保管		
	・歳入の出納及び歳出の支払 ・財務事務に関する指導 ・指定金融機関等に対する業務指導		
	・建設工事の検査		
企業局	・県営発電所の監視及び制御、給電業務 ・ダム・調整池の管理運営、操作		
	・発電施設の巡視、記録及び報告 ・県営電気事業の運営、管理		
人事委員会事務局	・職員採用試験受験者等からの問合せ対応		
監査委員事務局	・直接請求、住民監査請求		
労働委員会事務局	・労働相談		
教育委員会	・個人情報保護(照会対応)		
	・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置 ・いじめ、不登校、暴力行為、生徒指導、教育相談		
	・学校保健指導、学校給食指導 ・教育行政相談		

第5章 今後の取組み

1 業務継続計画の課題

本計画の策定にあたっては、非常時優先業務の選定、業務ごとの着手目標時間の設定、非常時優先業務を行うために必要な職員の人数の割り出し、職員参集人数の想定を全所属において実施した。

本庁においては、非常時優先業務を行うための職員が不足する時点は生じなかった。

出先機関においては、4圏域(中北、峡東、峡南、富士・東部)ごとに検証する方法をとっているが、この検証の結果、中北、峡東の2圏域は、発災3時間後から2週間後までの間において、非常時優先業務を行うための職員が不足する時点は生じなかった一方、峡南、富士・東部の2圏域においては、非常時優先業務を行うための職員が不足する時点(発災3日後または7日後)が生じた。

非常時優先業務を行うために職員が不足する時点が生じた2圏域においては、一時的な業務量の圧縮の検討や職員調整に関する手順の確認をしておく必要がある。

また、地震による液状化や大雨等による浸水、富士山噴火時の溶岩流等の影響によって、現有序舎等における業務継続が困難となった場合の代替庁舎等の確保や、業務継続に資する非常用電源等の拡充を図る必要があるほか、非常時優先業務にあたる職員のための備蓄等を整備・更新していく必要がある。

2 業務継続計画の実効性の向上

本計画は、策定後、訓練・検証等を行って課題を抽出し、継続的に見直すことで、計画の実効性を高めていくことが求められる。

山梨県では毎年度、災害対策本部統括部職員を中心とした図上訓練等を実施しているが、それらの機会を活用し、問題点や改善点などを本計画に反映することが必要である。また、各所属においても、職員本人及び家族の安全確保並びに個別事情を踏まえた参集判断を含め、適宜、非常時優先業務の対応や職員参集の想定を検証することが必要である。

非常時優先業務一覧

○ 応急対策業務 P1 ～ P13

- ・ P1 災害対策本部統括部における業務
- ・ P3 災害対策本部統括部各班における業務
- ・ P11 出先機関等における業務

○ 優先通常業務 P14 ～ P24

- ・ P14 各部局における業務

○ 災害対策本部統括部における応急業務

	班	番号	所管業務	3h	6h	1d	3d	7d	2w
災害対策本部統括部	統括	1	統括部各班の業務の統括に関すること	●	→	→	→	→	→
		2	災害即報の消防庁への報告に関すること	●	→	→	→	→	→
		3	連絡班長会議の開催に関すること	●	→	→	→	→	→
		4	災害対策本部の設置に関すること	●	→	→	→	→	→
		5	防災関係機関の災害対策本部への招集に関すること	●	→	→	→	→	→
		6	災害対策本部員会議の開催に関すること	●	→	→	→	→	→
		7	災害対策本部事務局班長会議の開催に関すること	●	→	→	→	→	→
		8	緊急消防援助隊の派遣に関すること	●	→	→	→	→	→
		9	自衛隊の災害派遣に関すること	●	→	→	→	→	→
		10	地方連絡本部、現地災害対策本部の設置に関すること	●	→	→	→	→	→
		11	医療救護対策本部・県土整備部災害対策本部との調整に関すること	●	→	→	→	→	→
		12	災害派遣等従事車両証明に係る依頼に関すること		●	→	→	→	→
	航空調整	13	消防防災ヘリコプターの運用(偵察、物資輸送、人員輸送)に関すること	●	→	→	→	→	→
		14	緊急消防援助隊、自衛隊ヘリ、ドクターヘリの運行調整に関すること	●	→	→	→	→	→
		15	その他、統括班から指定された業務の実施に関すること	●	→	→	→	→	→
	総務・調整	16	初動体制職員からの引継に関すること	●	→	→	→	→	→
		17	災害状況の収集・伝達に関すること	●	→	→	→	→	→
		18	本部長・本部員等との連絡体制の確保・登庁支援に関すること	●	→	→	→	→	→
		19	職員の被災・参集状況の把握、動員可能職員の把握に関すること	●	→	→	→	→	→
		20	応急対策動員可能職員の把握に関すること	●	→	→	→	→	→
		21	災害対策本部の経理に関すること				●	→	→
		22	災害救助法適用に関すること	●	→	→	→	→	→
		23	国、地方自治体への職員派遣及び受入調整(他都道府県の受入調整を除く)に関すること	●	→	→	→	→	→
		24	災害対策本部職員の生活維持の確保・人員管理に関すること	●	→	→	→	→	→
		25	災害対策本部職員の出勤状況の把握及び勤務ローテーション表作成に関すること	●	→	→	→	→	→
		26	災害状況・応急対策状況の記録、文書の収受に関すること	●	→	→	→	→	→
		27	災害対策本部各部・地方連絡本部との連絡調整に関すること		●	→	→	→	→
		28	緊急通行車両標章・確認証明書の発行に関すること	●	→	→	→	→	→
		29	その他、統括班から指定された業務の実施に関すること	●	→	→	→	→	→
	情報	30	初動体制職員からの引継に関すること	●	→	→	→	→	→
		31	災害状況・被害状況の把握に関すること	●	→	→	→	→	→
		32	国、市町村、消防本部、防災関係機関からの被害情報等の把握に関すること	●	→	→	→	→	→
		33	被害情報の取りまとめ及び集計に関すること	●	→	→	→	→	→
		34	各班への情報提供に関すること	●	→	→	→	→	→
		35	その他、統括班から指定された業務の実施に関すること	●	→	→	→	→	→
	通信	36	情報通信手段の確保に関すること	●	→	→	→	→	→
		37	防災行政無線の確保に関すること	●	→	→	→	→	→
		38	非常通信手段の確保・運営に関すること	●	→	→	→	→	→
		39	ヘリテレ、ウェブカメラ、テレビ会議の運営に関すること	●	→	→	→	→	→
		40	その他、統括班から指定された業務の実施に関すること	●	→	→	→	→	→

	班	番号	所管業務	3h	6h	1d	3d	7d	2w
災害対策本部統括部	広報	41	報道機関の被災状況の把握に関すること	●	→	→	→	→	→
		42	広報資料発表に関すること	●	→	→	→	→	→
		43	放送(報道)の要請に関すること	●	→	→	→	→	→
		44	庁内放送に関すること	●	→	→	→	→	→
		45	プレスセンターの設置に関すること	●	→	→	→	→	→
		46	知事による定例または臨時記者会見に関すること	●	→	→	→	→	→
		47	インターネット、ソーシャルメディアによる広報、情報提供に関すること	●	→	→	→	→	→
		48	Lアラートによる配信に関すること	●	→	→	→	→	→
		49	緊急速報メール(エリアメール)の配信に関すること	●	→	→	→	→	→
		50	報道機関からの照会への対応に関すること	●	→	→	→	→	→
		51	報道資料の保存・公開に関すること	●	→	→	→	→	→
		52	その他、統括班から指定された業務の実施に関すること	●	→	→	→	→	→
	県民相談	53	県民相談センターの設置に関すること	●	→	→	→	→	→
		54	県民からの相談・問い合わせへの対応に関すること	●	→	→	→	→	→
		55	広報班等と連携した県民への広報に関すること	●	→	→	→	→	→
		56	その他、統括班から指定された業務の実施に関すること	●	→	→	→	→	→
	物資	57	物資調達協定企業との連絡体制の確保に関すること	●	→	→	→	→	→
		58	各市町村の備蓄状況の調査に関すること		●	→	→	→	→
		59	避難所・避難者の把握と救援物資必要量の推計に関すること	●	→	→	→	→	→
		60	緊急物資調達先の検討に関すること		●	→	→	→	→
		61	市町村等からの要請に基づく物資の調達に関すること		●	→	→	→	→
		62	救援物資の受入、仕分、配送に関すること			●	→	→	→
		63	災害対策本部の運営で必要な食料・物品等の調達に関すること	●	→	→	→	→	→
		64	交通路及び交通施設の被災状況の把握に関すること	●	→	→	→	→	→
		65	緊急輸送道路の把握に関すること	●	→	→	→	→	→
		66	救援物資一時集積場の選定、管理・運営に関すること		●	→	→	→	→
		67	輸送機関への輸送要請(輸送車両の確保)に関すること	●	→	→	→	→	→
		68	倉庫協会・トラック協会からの物流専門家の派遣に関すること			●	→	→	→
		69	その他、統括班から指定された業務の実施に関すること	●	→	→	→	→	→
	避難対策	70	市町村で実施できない避難者等の輸送に関すること	●	→	→	→	→	→
		71	緊急輸送道路の把握、避難経路の確保に関すること	●	→	→	→	→	→
		72	統括班との連携による広域避難に関すること			●	→	→	→
		73	帰宅困難者対策、避難情報の発信に関すること	●	→	→	→	→	→
		74	緊急通行車両標章・確認証明書の交付に関すること	●	→	→	→	→	→
		75	その他、統括班から指定された業務の実施に関すること	●	→	→	→	→	→
	渉外対応	76	国への提案・要望に関すること				●	→	→
		77	国の機関、国会議員等の視察等に係る連絡調整に関すること			●	→	→	→
		78	国会議員、県議会議員への情報提供			●	→	→	→
		79	その他、統括班から指定された業務の実施に関すること	●	→	→	→	→	→
	ボランティア調整	80	県災害救援ボランティア本部運営支援に関すること			●	→	→	→
		81	県社会福祉協議会、県ボランティア協会との情報共有・調整に関すること			●	→	→	→
		82	関係部局との調整に関すること			●	→	→	→
		83	その他、統括班から指定された業務の実施に関すること	●	→	→	→	→	→
	受援調整	84	他都道府県からの応援職員の受入・調整に関すること	●	→	→	→	→	→
		85	受援状況の記録・管理	●	→	→	→	→	→
		86	防災活動拠点の総合調整	●	→	→	→	→	→
		87	その他、統括班から指定された業務の実施に関すること	●	→	→	→	→	→

○災害対策本部統括部各班における応急業務

部局	班	番号	所管業務	3h	6h	1d	3d	7d	2w
共通		-	所管施設等の被害確認・報告等	●	→	→	→	→	→
		-	所属職員の安否確認、参集確認	●	→	→	→	→	→
		-	執務室の業務スペース確保	●	→	→	→	→	→
		-	庁舎・施設内の来客者の安全確保	●	→	→	→	→	→
高度政策推進局	政策調整	1	総合的な応援体制に関すること	●	→	→	→	→	→
		2	国への提案・要望				●	→	→
		3	全国知事会、関東地方知事会	●	→	→	→	→	→
		4	災害対策本部統括部(総務・調整班、渉外対応班)に関すること	●	→	→	→	→	→
	高度政策企画 イニシアチブ	5	災害対策本部統括部(渉外対応班)に関すること	●	→	→	→	→	→
		6	本部長の視察に関すること			●	→	→	→
		7	知事・副知事秘書	●	→	→	→	→	→
	秘書	8	災害対策本部統括部(統括班、渉外対応班)に関すること	●	→	→	→	→	→
		9	災害関係の広報に関すること	●	→	→	→	→	→
		10	災害対策本部統括部(広報班)に関すること	●	→	→	→	→	→
	広聴広報	11	報道機関との連絡調整	●	→	→	→	→	→
		12	県ホームページの企画・管理運営	●	→	→	→	→	→
		13	ラジオスポット放送の運営				●	→	→
		14	新聞による広報				●	→	→
総合県民支援局	男女共同参画・多様性推進	15	災害対策本部統括部(県民相談班、総務・調整班、情報班)に関すること	●	→	→	→	→	→
		16	局内及び関係団体との連絡調整に関すること	●	→	→	→	→	→
		17	局内関係の被害の取りまとめ及び本部への報告に関すること	●	→	→	→	→	→
		18	男女共同参画推進センターの被害調査及び応急対策に関すること	●	→	→	→	→	→
		19	災害時の外国人支援(災害多言語支援センター含)に関すること	●	→	→	→	→	→
	子育て・次世代サポート	20	災害対策本部統括部(総務・調整班、県民相談班、ボランティア調整班)に関すること	●	→	→	→	→	→
		21	児童福祉施設(子育て・次世代サポート課所掌)の被害調査及び応急対策に関すること	●	→	→	→	→	→
	こども福祉	22	災害対策本部統括部(物資班)に関すること	●	→	→	→	→	→
		23	社会福祉施設(こども福祉課所掌)の被害調査及び応急対策に関すること	●	→	→	→	→	→
	まなび支援	24	災害対策本部統括部(ボランティア調整班)に関すること	●	→	→	→	→	→
		25	公立大学法人山梨県立大学に関する事務	●	→	→	→	→	→
		26	地域づくり交流センターに関すること	●	→	→	→	→	→
		27	ボランティア・NPOセンターに関すること	●	→	→	→	→	→
		28	私立学校に関する地震防災応急対策に関すること	●	→	→	→	→	→
	働く人・働き方支援	29	労働関係施設の被害調査及び応急対策に関すること	●	→	→	→	→	→
		30	生活関連物資調達の調整に関すること	●	→	→	→	→	→
	県民生活支援	31	災害時県民相談協定関係業務	●	→	→	→	→	→
		32	災害対策本部統括部(県民相談班、物資班)に関すること	●	→	→	→	→	→

部局	班	番号	所管業務	3h	6h	1d	3d	7d	2w
新価値創造推進局	新事業チャレンジ推進	33	幹部の秘書業務、幹部との連絡調整に関すること	●	→	→	→	→	→
		34	部内各課との連絡調整に関すること	●	→	→	→	→	→
		35	部内関係の被害の取りまとめ及び本部への報告に関すること	●	→	→	→	→	→
		36	災害対策本部(部局統括調整班及び情報班に関すること)	●	→	→	→	→	→
	DX	37	情報ハイウェイの運用管理	●	→	→	→	→	→
		38	山梨県無料公衆無線LANの運用管理	●	→	→	→	→	→
		39	セキュリティ対策一時解除判断、被災システム等復旧(仮復旧)順位付け	●	→	→	→	→	→
		40	現存機器等の利用支援(現場職員によるPC設定切替等支援)		●	→	→	→	→
		41	山梨県情報セキュリティクラウドの復旧(部分復旧・仮復旧)	●	→	→	→	→	→
		42	インターネット利用環境(プロキシ含む)の復旧(仮復旧)	●	→	→	→	→	→
		43	認証基盤、グループウェア(職員ポータル)の復旧(仮復旧)	●	→	→	→	→	→
		44	統合サーバの復旧	●	→	→	→	→	→
		45	コンピュータ室の管理	●	→	→	→	→	→
		46	財務会計システムの運用管理(点検・復旧)			●	→	→	→
		47	人事給与福利厚生システムの運用管理(点検・復旧)			●	→	→	→
		48	無停電電源装置の管理	●	→	→	→	→	→
		49	電子申請受付共同システムの復旧			●	→	→	→
		50	災害対策本部統括部(通信班、広報班)に関すること	●	→	→	→	→	→
	統計調査	51	災害対策本部統括部(情報班、避難対策班)に関すること	●	→	→	→	→	→
地域デザイン・新交通基盤推進局	地域デザイン・リニア推進グループ	52	幹部の秘書業務、幹部との連絡調整に関すること	●	→	→	→	→	→
		53	部内各課との連絡調整に関すること	●	→	→	→	→	→
		54	部内関係の被害の取りまとめ及び本部への報告に関すること	●	→	→	→	→	→
		55	災害対策本部(災害対策本部(部局統括調整班、情報班及び避難対策班)に関すること)業務への支援	●	→	→	→	→	→
		56	リニア見学センターの地震防災応急対策に関すること	●	→	→	→	→	→
		57	山梨リニア実験線関係機関との連絡調整に関すること	●	→	→	→	→	→
	山梨トラム推進グループ	58	災害対策本部(避難対策班)業務への支援	●	→	→	→	→	→
	地域・次世代交通推進グループ	59	公共交通機関の運行状況等把握	●	→	→	→	→	→
		60	災害対策本部(避難対策班)業務への支援	●	→	→	→	→	→
	リニア整備推進グループ	61	リニア整備推進グループにおける連絡調整に関すること	●	→	→	→	→	→
		62	リニア整備推進グループにおける被害状況の取りまとめ及び報告に関すること	●	→	→	→	→	→
		63	災害対策本部(総務・調整班)に関すること	●	→	→	→	→	→
総務部	人事	64	災害対策本部統括部(総務・調整班、情報班)に関すること	●	→	→	→	→	→
		65	部内及び関係団体との連絡調整に関すること	●	→	→	→	→	→
		66	部内関係の被害の取りまとめ及び本部への報告に関すること	●	→	→	→	→	→
		67	職員の動員、派遣に関すること	●	→	→	→	→	→
	財政	68	災害対策本部統括部(総務・調整班、情報班、渉外対応班)に関すること	●	→	→	→	→	→
		69	幹部職員の秘書業務、連絡調整	●	→	→	→	→	→
	行政法務課	70	災害対策本部統括部(情報班、渉外対応班)に関すること	●	→	→	→	→	→
		71	総合的行政文書管理システムの復旧及び復旧までの文書事務の指導・管理に関すること	●	→	→	→	→	→
	職場環境マネジメント課	72	所管県有財産の被害調査及び応急対策に関すること	●	→	→	→	→	→
		73	庁舎の維持管理(本庁に限る)	●	→	→	→	→	→
		74	電話設備の維持修繕	●	→	→	→	→	→
		75	燃料の確保に関すること		●	→	→	→	→
	税務	76	災害対策本部統括部(県民相談班、ボランティア調整班)に関すること	●	→	→	→	→	→
	資産高度利用推進	77	災害対策本部統括部(総務・調整班、建築物・廃棄物対策班、受援調整班)に関すること	●	→	→	→	→	→
		78	所管県有財産の被害調査及び応急対策に関すること	●	→	→	→	→	→
	職員厚生	79	本部職員の健康管理に関すること	●	→	→	→	→	→
		80	災害対策本部統括部(総務・調整班、県民相談班)に関すること	●	→	→	→	→	→

部局	班	番号	所管業務	3h	6h	1d	3d	7d	2w
防災局	防災危機管理	81	災害対策本部統括部(統括班、情報班、通信班、受援調整班)に関すること	●	→	→	→	→	→
	総合防災政策室	82	災害時の広域避難に関すること	●	→	→	→	→	→
		83	災害救助法に関すること	●	→	→	→	→	→
		84	被災者生活再建支援に関すること					●	→
		85	被災地方公共団体に対する人的支援に関すること	●	→	→	→	→	→
	火山防災対策	86	富士山噴火時の対応に関すること	●	→	→	→	→	→
	消防保安	87	緊急消防援助隊関係(消防応援活動調整本部)	●	→	→	→	→	→
		88	消防相互応援(消防広域応援等)	●	→	→	→	→	→
		89	緊急時の消防防災対応	●	→	→	→	→	→
		90	緊急消防援助隊航空部隊の受援に関すること	●	→	→	→	→	→
		91	危険物事故報告	●	→	→	→	→	→
		92	危険物の保安対策に関すること			●	→	→	→
		93	火薬類事故報告	●	→	→	→	→	→
		94	火薬類の保安対策に関すること			●	→	→	→
		95	武器等製造法に係る保安対策に関すること			●	→	→	→
		96	高圧ガス事故報告	●	→	→	→	→	→
		97	高圧ガスの保安対策に関すること			●	→	→	→
		98	液化石油ガス事故報告				●	→	→
		99	液化石油ガスの保安対策に関すること				●	→	→
福祉保健部	福祉保健部	100	医療救護対策本部に関すること	●	→	→	→	→	→
		101	部内情報の取りまとめに関すること		●	→	→	→	→
		102	部内及び関係団体との連絡調整に関すること	●	→	→	→	→	→
	福祉保健総務	103	災害対策本部統括部(ボランティア調整班、総務・調整班、県民相談班)に関すること	●	→	→	→	→	→
		104	部内及び関係団体との連絡調整に関すること	●	→	→	→	→	→
		105	部内関係の被害の取りまとめ及び本部への報告に関すること	●	→	→	→	→	→
		106	義援金、義援物資に関すること			●	→	→	→
		107	社会福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること	●	→	→	→	→	→
		108	県社会福祉協議会の指導(DWATの派遣調整、ボランティア受入・派遣等)に関すること	●	→	→	→	→	→
		109	日本赤十字社県支部の指導(協力要請等)に関すること	●	→	→	→	→	→
		110	困難な問題を抱える女性支援に関すること	●	→	→	→	→	→
	健康長寿推進	111	老人福祉施設等の被害調査及び応急対策に関すること	●	→	→	→	→	→
		112	被災施設の高齢者の受入れ調整に関すること	●	→	→	→	→	→
		113	指定管理事業者との連絡調整、情報収集(対象施設)青い鳥老人ホーム	●	→	→	→	→	→
		114	災害対策本部統括部(物資班、ボランティア調整班)に関すること	●	→	→	→	→	→
		115	介護保険施設等の職員の相互派遣に関すること	●	→	→	→	→	→
	国保援護	116	災害対策本部統括部(福祉保健部)に関すること	●	→	→	→	→	→
		117	災害時における被保険者の既往歴の提供対応	●	→	→	→	→	→
	障害福祉	118	社会福祉施設及び児童福祉施設(障害福祉課所掌)の被害調査及び応急対策に関すること	●	→	→	→	→	→
		119	医療救護対策本部(医療救護班)に関すること			●	→	→	→
		120	被災地区の障害児者の受入調整に関すること			●	→	→	→
		121	災害対策本部統括部(物資班)に関すること	●	→	→	→	→	→

部局	班	番号	所管業務	3h	6h	1d	3d	7d	2w
福祉保健部	医務	122	医療救護対策本部の設置に関する事	●	→	→	→	→	→
		123	災害対策本部、保健所等出先機関、関係省庁、関係団体(医師会、看護協会、歯科医師会等)との連絡調整に関する事	●	→	→	→	→	→
		124	県立病院の受入・支援体制の確保に関する事	●	→	→	→	→	→
		125	病院等医療機関の被災状況・受入状況等の収集・提供に関する事	●	→	→	→	→	→
		126	医療従事者・医療資源の確保調整等に関する事	●	→	→	→	→	→
		127	傷病者の搬送体制の確保(消防機関・警察等との調整)に関する事	●	→	→	→	→	→
		128	DMAT(派遣、都道府県調整本部、受入等)に関する事	●	→	→	→	→	→
		129	ドクターヘリの運航に関する事	●	→	→	→	→	→
		130	広域医療搬送活動に関する事			●	→	→	→
		131	医療救護班等(派遣・搬送体制の確保、受入等)に関する事			●	→	→	→
		132	避難所等被災地の保健業務の指導、地域保健活動の支援・調整に関する事				●	→	→
		133	報道機関等に対する広報に関する事(診療可能な医療機関・医療救護所・医療救護班に関する情報)		●	→	→	→	→
		134	医療ボランティアに関する事					●	→
		135	救急医療体制(災害医療対策として一体的対応)	●	→	→	→	→	→
		136	周産期医療(災害医療対策として一体的対応)	●	→	→	→	→	→
		137	災害支援ナースの派遣調整等に関する事	●	→	→	→	→	→
		138	保健師等の派遣調整に関する事	●	→	→	→	→	→
	衛生薬務	139	生活衛生同業組合との支援要請・連絡調整に関する事					●	→
		140	広域火葬に係る応援要請・連絡調整に関する事			●	→	→	→
		141	特定動物飼養施設の被災状況、逸走の有無の確認に関する事	●	→	→	→	→	→
		142	災害時の動物救護における関係機関との連絡調整に関する事					●	→
		143	医薬品、医療機器等の調達、搬送体制の確保に関する事	●	→	→	→	→	→
		144	薬事関係団体等の被害調査及び連絡調整に関する事	●	→	→	→	→	→
		145	薬剤師派遣に関する事	●	→	→	→	→	→
		146	毒物劇物取扱者の被害状況の把握に関する事			●	→	→	→
		147	飲料水の確保(連絡調整)に関する事			●	→	→	→
		148	水道に係る被害報告に関する事	●	→	→	→	→	→
	健康増進	149	DPAT調整本部の運営	●	→	→	→	→	→
		150	透析医療関係	●	→	→	→	→	→
		151	在宅人工呼吸器装着者の安否確認(難病・小慢患者)	●	→	→	→	→	→
		152	災害時の栄養・食生活支援(栄養士チームの調整)			●	→	→	→
		153	JDATとの連絡調整・運営支援			●	→	→	→
		154	精神障害者の医療及び保護(23条通報対応)		●	→	→	→	→

部局	班	番号	所管業務	3h	6h	1d	3d	7d	2w
森林環境部	森林環境政策	155	災害対策本部統括部(総務・調整班、避難対策班)に関すること	●	→	→	→	→	→
		156	部内及び関係団体との連絡調整に関すること	●	→	→	→	→	→
		157	部内関係の被害の取りまとめ及び本部への報告に関すること	●	→	→	→	→	→
		158	森林総合研究所に係る事務	●	→	→	→	→	→
		159	富士山科学研究所に係る事務	●	→	→	→	→	→
	地域エネルギー推進室	160	災害対策本部(避難班、ボランティア班)に関すること	●	→	→	→	→	→
	森林整備	161	災害対策本部統括部(県民相談班、避難対策班)に関すること	●	→	→	→	→	→
		162	民有林の被害調査及び応急復旧に関すること	●	→	→	→	→	→
		163	森林計画(森林クラウドシステム)	●	→	→	→	→	→
		164	岩石・砂利・土採取場及び盛土規制法既存盛土等の被害発生状況の確認			●	→	→	→
	林業振興	165	民有林関係施設等の被害調査及び応急復旧に関すること		●	→	→	→	→
		166	薪炭、水防用及び応急住宅用資材の確保に関すること		●	→	→	→	→
		167	災害対策本部統括部(県民相談班)に関すること	●	→	→	→	→	→
	県有林	168	県有林及び県行分収林の被害調査及び応急復旧に関すること	●	→	→	→	→	→
		169	災害応急仮設住宅の木材供給に関すること			●	→	→	→
		170	災害対策本部統括部(避難対策班、県民相談班)に関すること	●	→	→	→	→	→
	治山林道	171	災害対策本部統括部(物資班、避難対策班)に関すること	●	→	→	→	→	→
		172	林道及び治山施設、林地の被害調査及び応急復旧に関すること		●	→	→	→	→
		173	林道通行規制業務	●	→	→	→	→	→
	大気水質保全	174	環境放射能モニタリング調査	●	→	→	→	→	→
		175	災害対策本部統括部に関すること	●	→	→	→	→	→
	環境整備	176	災害対策本部統括部(廃棄物連絡班)に関すること	●	→	→	→	→	→
		177	廃棄物処理対策に関すること[災害対策関係](情報収集、関係部局等との調整、県と市町村等との協定)	●	→	→	→	→	→
		178	廃棄物処理対策に関すること[災害対策関係](災害廃棄物の撤去、運搬、処理支援(県と民間団体との協定))			●	→	→	→
	自然共生推進	179	災害対策本部統括部(情報班)に関すること	●	→	→	→	→	→
産業政策部	産業政策	180	幹部の秘書業務、幹部との連絡調整に関すること	●	→	→	→	→	→
		181	部内及び関係団体との連絡調整に関すること	●	→	→	→	→	→
		182	部内関係の被害の取りまとめ及び本部への報告に関すること	●	→	→	→	→	→
		183	商工関係の被害調査に関すること	●	→	→	→	→	→
		184	休廃止鉱山に関する連絡調整	●	→	→	→	→	→
		185	商業関係の被害情報収集及び生活関連物資調達の調整に関すること	●	→	→	→	→	→
		186	災害対策本部(事務局総合調整班及び物資調整班に関すること)	●	→	→	→	→	→
	スタートアップ・経営支援	187	関係機関の情報収集・提供及び応急対策に関すること	●	→	→	→	→	→
		188	災害対策本部統括部(物資班)に関すること	●	→	→	→	→	→
	成長産業推進	189	関係機関の情報収集・提供及び応急対策に関すること	●	→	→	→	→	→
		190	立地企業との連絡調整に関すること	●	→	→	→	→	→
		191	災害対策本部統括部(物資班)に関すること	●	→	→	→	→	→

部局	班	番号	所管業務	3h	6h	1d	3d	7d	2w
観光文化・スポーツ部	観光政策	192	各種対策本部開催に伴う部内の連絡調整	●	→	→	→	→	→
		193	災害対策本部・国民保護対策本部業務(総務班、県民相談班)	●	→	→	→	→	→
		194	部内関係の被害状況取りまとめ・本部への報告	●	→	→	→	→	→
		195	部内各所属との連絡調整に関する事	●	→	→	→	→	→
		196	幹部の秘書業務	●	→	→	→	→	→
	観光地経営支援グループ	197	災害対策本部統括部(広報班)に関する事	●	→	→	→	→	→
		198	構成資産の被害状況の把握			●	→	→	→
	富士山観光振興グループ	199	五合目総合管理センターの運営(5/1～6/30、9/12～10/31)				●	→	→
		200	五合目総合管理センターの運営(7/1～9/11の9時～19時)	●	→	→	→	→	→
		201	五合目総合管理センターの運営(7/1～9/10の19時～翌9時)				●	→	→
農政部	文化振興・文化財	202	富士山登山者安全対策現地連絡本部の運営(7/1～9/11の9時～19時)	●	→	→	→	→	→
		203	富士山登山者安全対策現地連絡本部の運営(7/1～9/10の19時～翌9時)				●	→	→
		204	文化財の被害調査及び応急対策に関する事			●	→	→	→
	農政総務	205	災害対策本部(総務・調整班・物資班・県民相談班)に関する事	●	→	→	→	→	→
		206	部内及び関係団体との連絡調整に関する事		●	→	→	→	→
		207	農業協同組合及び農業共済組合の地震災害応急対策に関する事		●	→	→	→	→
	担い手・農地対策	208	災害対策本部統括部(県民相談班)に関する事	●	→	→	→	→	→
		209	農畜水産物の流通販売の被害調査に関する事	●	→	→	→	→	→
	販売・輸出支援	210	卸売市場の被害調査及び応急対策に関する事	●	→	→	→	→	→
		211	農作物等の被害調査に関する事	●	→	→	→	→	→
	農業技術	212	果樹・野菜・花き関係流通施設等の被害調査及び応急対策に関する事	●	→	→	→	→	→
		213	農業災害対策(家畜等の被害調査及び応急対策)に関する事	●	→	→	→	→	→
	畜産	214	農業災害対策(飼料調達及び幹旋準備又は実施)に関する事	●	→	→	→	→	→
		215	災害対策本部に関する事	●	→	→	→	→	→
		216	食糧の調達及び幹旋の準備又は実施に関する事		●	→	→	→	→
	食糧水産課	217	水稲等の被害調査及び応急対策に関する事	●	→	→	→	→	→
		218	特産関係の被害調査及び応急対策に関する事	●	→	→	→	→	→
		219	水産関係施設の被害調査及び応急対策に関する事	●	→	→	→	→	→
		220	盛土規制法に関する既存盛土等の被害発生状況の確認			●	→	→	→
	農村振興	221	災害対策本部統括部(物資班・ボランティア調整班)に関する事	●	→	→	→	→	→
		222	農業用ため池、ファームpond等畑地かんがい施設の被害調査に関する事	●	→	→	→	→	→
	耕地	223	上記施設等の応急対応に関する事				●	→	→
		224	幹線道路(農道)の被害調査及び必要な対策に関する事	●	→	→	→	→	→
		225	農地及び上記以外の農業用施設の被害調査及び応急復旧に関する事				●	→	→
		226	災害対策本部統括部(情報班、建築物・廃棄物対策班)に関する事	●	→	→	→	→	→
		227	災害対策本部統括部(総務・調整班、通信班)に関する事	●	→	→	→	→	→
県土整備部	県土整備総務	228	県土整備部災害対策本部(総務班、本部班)に関する事	●	→	→	→	→	→
		229	部内応急体制の確立に関する事	●	→	→	→	→	→
		230	部内情報の取りまとめに関する事		●	→	→	→	→
		231	県土整備本部班への応援に関する事		●	→	→	→	→
		232	県土整備部災害対策本部(総務班、本部班)に関する事	●	→	→	→	→	→
	建設業対策	233	災害対策本部統括部(広報班・物資班)に関する事	●	→	→	→	→	→
		234	県土整備部災害対策本部(総務班)に関する事	●	→	→	→	→	→
	用地	235	県土整備部災害対策本部(本部班)に関する事	●	→	→	→	→	→
		236	災害対策本部統括部(通信班)に関する事	●	→	→	→	→	→

部局	班	番号	所管業務	3h	6h	1d	3d	7d	2w
県土整備部	道路整備	237	県土整備部災害対策本部(道路班)に関すること	●	→	→	→	→	→
		238	災害対策本部統括部(土木・建築連絡班)に関すること	●	→	→	→	→	→
	高速道路推進	239	県土整備部災害対策本部(道路班)に関すること	●	→	→	→	→	→
	道路管理	240	災害対策本部統括部(避難対策班)に関すること	●	→	→	→	→	→
		241	県土整備部災害対策本部(道路班)に関すること	●	→	→	→	→	→
		242	道路機能の確保(道路及び橋梁の被害調査及び応急復旧に関すること(道路啓開含む))	●	→	→	→	→	→
		243	交通規制の実施状況の取りまとめ及び連絡に関すること	●	→	→	→	→	→
		244	通行制限・異常気象規制・雪水対策		●	→	→	→	→
		245	災害復旧(道路・橋りょう)工事			●	→	→	→
		246	緊急輸送道路に関すること	●	→	→	→	→	→
	治水	247	県土整備部災害対策本部(治水・ダム班)に関すること	●	→	→	→	→	→
		248	水防活動の総括に関すること	●	→	→	→	→	→
		249	水防情報の取りまとめ及び伝達に関すること	●	→	→	→	→	→
		250	水防管理団体の指導連絡に関すること	●	→	→	→	→	→
		251	河川及び河川管理施設の被害調査及び応急復旧に関すること	●	→	→	→	→	→
		252	ダム施設の被害調査及び応急復旧に関すること	●	→	→	→	→	→
		253	公共土木施設災害復旧事業	●	→	→	→	→	→
		254	河川情報システム整備・管理	●	→	→	→	→	→
	上下水道政策	255	県土整備部災害対策本部(下水道班)に関すること	●	→	→	→	→	→
		256	上下水道施設の被害調査及び応急対策に関すること(工事・維持管理)			●	→	→	→
		257	災害対策本部統括部(情報班)に関すること	●	→	→	→	→	→
	砂防	258	県土整備部災害対策本部(砂防班)に関すること	●	→	→	→	→	→
		259	土砂災害の被害状況の取りまとめに関すること	●	→	→	→	→	→
		260	砂防施設、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊対策施設の応急復旧並びに二次災害防止に関すること			●	→	→	→
		261	土砂災害緊急調査	●	→	→	→	→	→
	都市計画	262	災害対策本部統括部(避難対策班)に関すること	●	→	→	→	→	→
		263	県土整備部災害対策本部(都市計画班)に関すること	●	→	→	→	→	→
		264	被災宅地危険度判定士の出動要請に関すること			●	→	→	→
		265	都市災害復旧事業			●	→	→	→
		266	盛土規制法に関する既存盛土等の被害発生状況の確認			●	→	→	→
	景観まちづくり	267	県土整備部災害対策本部(総務班、本部班)に関すること	●	→	→	→	→	→
		268	県営都市公園の被災状況の確認・報告・管理運営	●	→	→	→	→	→
	建築住宅	269	県災害対策本部(土木・建築連絡班)に関すること	●	→	→	→	→	→
		270	県土整備部災害対策本部(建築住宅班)に関すること	●	→	→	→	→	→
		271	被災建築物応急危険度判定に関すること	●	→	→	→	→	→
		272	災害復旧住宅資金の融資に関すること						●
		273	賃貸型応急住宅に関すること				●	→	→
		274	建築基準法第85条(仮設建築物)の指定				●	→	→
		275	県災害対策本部事務局(県民相談班)に関すること	●	→	→	→	→	→
	住宅対策	276	県土整備部災害対策本部(建築住宅班)に関すること	●	→	→	→	→	→
		277	災害応急仮設住宅建設に関すること			●	→	→	→
		278	公営住宅の応急復旧に関すること	●	→	→	→	→	→
		279	県営住宅の整備、管理及び改善				●	→	→
		280	県土整備部災害対策本部(営繕班)に関すること	●	→	→	→	→	→
	営繕	281	県有建物の被害調査及び応急対策に関すること	●	→	→	→	→	→

部局	班	番号	所管業務	3h	6h	1d	3d	7d	2w
出納局	会計	282	部内各班の連絡調整に関する事	●	→	→	→	→	→
		283	災害関係費・応急対策費に要する資金の調達及び出納事務	●	→	→	→	→	→
		284	財務会計システムの稼働状況の把握	●	→	→	→	→	→
		285	財務会計システム復旧までの支払への対応	●	→	→	→	→	→
		286	ADAMSⅡ(官庁会計システム)の稼働状況の把握	●	→	→	→	→	→
		287	ADAMSⅡ(官庁会計システム)の会計処理		●	→	→	→	→
		288	災害対策本部統括部(総務・調整班、情報班、受援調整班)に関する事	●	→	→	→	→	→
	管理	289	災害関係及び特定物資等の調達に関する事				●	→	→
		290	指定金融機関、指定代理金融機関の被害状況の把握	●	→	→	→	→	→
		291	災害対策本部統括部(物資班)に関する事	●	→	→	→	→	→
企業局	総務	292	県土整備部災害対策本部等への応援に関する事	●	→	→	→	→	→
		293	部内及び関係団体との連絡調整に関する事	●	→	→	→	→	→
		294	部内関係の被害の取りまとめ及び本部への報告に関する事	●	→	→	→	→	→
		295	応急復旧資材及び物資の調達に関する事	●	→	→	→	→	→
		296	所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事	●	→	→	→	→	→
		297	災害対策本部事務局(総務・調整班、情報班、受援調整班)に関する事	●	→	→	→	→	→
	電気	298	所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事	●	→	→	→	→	→
		299	水防情報の取りまとめ及び伝達に関する事	●	→	→	→	→	→
		300	災害復旧方針の策定			●	→	→	→
		301	関係機関への周知、報告	●	→	→	→	→	→
		302	災害対策本部統括部(通信班)に関する事	●	→	→	→	→	→
教育委員会	総務	303	関係機関への周知、報告業務	●	→	→	→	→	→
		304	災害対策本部統括部(通信班)に関する事	●	→	→	→	→	→
		305	幹部の秘書業務、幹部との連絡調整	●	→	→	→	→	→
	教育企画	306	部内及び関係団体との連絡調整に関する事	●	→	→	→	→	→
		307	災害対策本部統括部(県民相談班、受援調整班)に関する事	●	→	→	→	→	→
		308	災害対策本部統括部(総務・調整班)に関する事	●	→	→	→	→	→
	福利給与	309	教職員住宅の情報収集・避難勧告			●	→	→	→
		310	教職員住宅の復旧				●	→	→
		311	被災職員への応急対応(負傷・体調不良の把握、心理的ショックへの対応等)	●	→	→	→	→	→
		312	災害対策本部統括部(広報班)に関する事	●	→	→	→	→	→
	学校施設	313	市町村立学校施設の被害調査結果の受理及び応急復旧に関する事	●	→	→	→	→	→
		314	県立学校施設等の被害調査結果の受理及び必要な対応に関する事	●	→	→	→	→	→
		315	被害のあった県立学校施設等の応急措置に関する事			●	→	→	→
		316	災害対策本部統括部(物資班)に関する事	●	→	→	→	→	→
	義務教育	317	公立小中学校施設の被害状況の収集・報告	●	→	→	→	→	→
		318	公立小中学校児童・生徒に係る人身被害状況の収集報告	●	→	→	→	→	→
		319	公立小中学校職員に係る人身被害状況の収集報告	●	→	→	→	→	→
	高校教育	320	県立高等学校等の学校教育の指導①(学校防災指針に沿った災害発生直後対応)	●	→	→	→	→	→
		321	県立高等学校施設の被害状況の収集・報告	●	→	→	→	→	→
		322	県立高等学校生徒に係る人身被害状況の収集・報告	●	→	→	→	→	→
		323	県立高等学校職員に係る人身被害状況の収集・報告	●	→	→	→	→	→
	特別支援教育・児童生徒支援	324	特別支援学校児童・生徒に係る人身被害状況の収集報告	●	→	→	→	→	→
		325	公立小中学校児童・生徒に係る人身被害状況の収集報告	●	→	→	→	→	→
		326	県立特別支援学校職員に係る人身被害状況の収集報告	●	→	→	→	→	→
		327	県立特別支援学校施設の被害状況の収集・報告	●	→	→	→	→	→
	社会教育	328	ことぶき勸学院に係る人身被害状況の収集・報告	●	→	→	→	→	→
	保健体育	329	学校保健の指導	●	→	→	→	→	→

※記載のない所属(班)においても、共通業務は実施する。

○出先機関等における応急業務

部局	所属名	番号	所管業務	3h	6h	1d	3d	7d	2w
	共通	-	所管施設等の被害確認・報告等	●	→	→	→	→	→
		-	所属職員の安否確認、参集確認	●	→	→	→	→	→
		-	執務室の業務スペース確保	●	→	→	→	→	→
		-	庁舎・施設内の来客者の安全確保	●	→	→	→	→	→
高度政策推進局	東京事務所	1	首都圏における県行政に関する総合窓口	●	→	→	→	→	→
		2	県・市町村と各省庁等との連絡調整	●	→	→	→	→	→
	大阪事務所	3	関西・中京以西における県行政に関する総合窓口	●	→	→	→	→	→
		4	関西・中京で開催される各種イベントへの支援(開催中のイベントに参加している職員・参加者に対する支援)	●	→	→	→	→	→
総合県民支援局	こころの発達総合支援センター	5	災害派遣精神医療チーム(DPAT)				●	→	→
	児童相談所	6	児童福祉施設等措置及び一時保護委託児童の情報収集	●	→	→	→	→	→
	地域県民センター	7	災害対策本部地方連絡本部	●	→	→	→	→	→
		8	防災行政無線	●	→	→	→	→	→
		9	庁舎の被害確認・報告・維持管理に関すること	●	→	→	→	→	→
		10	庁舎職員への配備用食料の提供		●	→	→	→	→
防災局	消防学校	11	入校生の安全確保	●	→	→	→	→	→
福祉保健部	保健福祉事務所	12	地方連絡本部との連携・調整・報告	●	→	→	→	→	→
		13	保健医療福祉活動チームに関すること	●	→	→	→	→	→
		14	通信管理、防災情報システムによる情報把握	●	→	→	→	→	→
		15	クロノロジー(全記録)に関すること	●	→	→	→	→	→
		16	地域災害医療対策会議の設置・運営	●	→	→	→	→	→
		17	医療機関等(医療救護所を含む)との連絡調整、情報の整理・共有	●	→	→	→	→	→
		18	小児・周産期及び人工透析に係る調整	●	→	→	→	→	→
		19	傷病者等の搬送調整	●	→	→	→	→	→
		20	社会福祉施設の状況把握	●	→	→	→	→	→
		21	避難所等の状況把握	●	→	→	→	→	→
		22	被災市町村保健活動の支援調整	●	→	→	→	→	→
		23	難病患者等の要配慮者支援	●	→	→	→	→	→
		24	義援物資に関すること				●	→	→
		25	水道事業者からの被害状況の把握と応急給水の応援調整	●	→	→	→	→	→
		26	薬剤・医療資機材の調達、連絡調整、情報の整理・共有	●	→	→	→	→	→
		27	特定動物の被害状況及び逸走の把握と危害防止対応	●	→	→	→	→	→
		28	避難所での食品衛生の指導等				●	→	→
		29	被災動物の収容、保管に関すること				●	→	→
		30	毒物劇物事故対応に関すること			●	→	→	→
	富士ふれあいセンター	31	福祉避難所の設置		●	→	→	→	→
	衛生環境研究所	32	環境放射能の調査	●	→	→	→	→	→
		33	事件、事故等に伴う大気汚染の緊急検査	●	→	→	→	→	→
	精神保健福祉センター	34	事件、事故等に伴う水質汚濁、土壌汚染の緊急検査	●	→	→	→	→	→
		35	精神保健福祉センターにおける電話相談業務	●	→	→	→	→	→
森林環境部	林務環境事務所	36	環境管理(廃棄物、再生資源物、大気、水質、温泉、浄化槽、土壌汚染)に関する監視指導	●	→	→	→	→	→
		37	林道通行規制業務	●	→	→	→	→	→
		38	林道及び治山施設、林地の被害調査及び応急復旧に関すること		●	→	→	→	→
		39	県有林及び県行分収林の被害調査及び応急復旧に関すること	●	→	→	→	→	→
		40	民有林の被害調査及び応急復旧に関すること	●	→	→	→	→	→
		41	岩石・砂利・土採取場及び土砂の埋立て等許可地の被害発生状況の確認		●	→	→	→	→
	森林総合研究所	42	各種薬剤等の点検管理	●	→	→	→	→	→
		43	災害対策本部峡南地方連絡本部に関すること	●	→	→	→	→	→
	富士山科学研究所	44	富士山火山防災に係る調査研究(富士山噴火に関すること)	●	→	→	→	→	→
		45	危険物の点検管理	●	→	→	→	→	→

部局	所属名	番号	所管業務	3h	6h	1d	3d	7d	2w
産業政策部	産業技術短期大学校(塩山)	46	教職員、生徒の安否や被害状況に関すること	●	→	→	→	→	→
	産業技術短期大学校(都留)	47	教職員、生徒の安否や被害状況に関すること	●	→	→	→	→	→
	峡南高等技術専門校	48	教職員、訓練生(委託訓練を含む)の安否確認と被害状況に関すること	●	→	→	→	→	→
	就業支援センター	49	講師、訓練生(委託訓練を含む)の安否確認と被災状況に関すること	●	→	→	→	→	→
観光文化・スポーツ部	埋蔵文化財センター	50	埋蔵文化財センター(現場含む)の被害調査、応急対策並びに文化振興・文化財課への被害状況の報告	●	→	→	→	→	→
		51	文化財の応急対策(文化財防災ネットワーク)に関すること			●	→	→	→
	美術館	52	施設及び展示・保存資料等の被害調査、応急対策並びに文化振興・文化財課への被害状況の報告	●	→	→	→	→	→
	博物館	53	展示資料等の状況確認、被害調査報告	●	→	→	→	→	→
	考古博物館	54	考古博物館の被害調査、応急対策並びに文化振興・文化財課への被害状況の報告	●	→	→	→	→	→
		55	文化財の応急対策(文化財防災ネットワーク)に関すること			●	→	→	→
	文学館	56	施設(芸術の森公園含む)及び展示・保存資料等の被害調査、応急対策並びに文化振興・文化財課への被害状況の報告	●	→	→	→	→	→
農政部	農務事務所	57	農業災害の調査及び対策の連絡調整	●	→	→	→	→	→
		58	農地及び農業用施設災害の防止並びに復旧	●	→	→	→	→	→
		59	地すべり防止地域の指定・対策	●	→	→	→	→	→
	家畜保健衛生所	60	畜産関係の被害調査及び応急対策に関すること	●	→	→	→	→	→
県土整備部	建設事務所	61	管内の公共土木施設の被害状況の調査・報告及び必要な応急対応に関すること	●	→	→	→	→	→
		62	県民センター及び県土整備部との連絡調整に関すること	●	→	→	→	→	→
		63	管内道路の交通不能箇所の調査・連絡に関すること	●	→	→	→	→	→
		64	緊急輸送道路の確保に関すること	●	→	→	→	→	→
		65	土砂災害防止に関すること		●	→	→	→	→
		66	盛土規制法に関する既存盛土等の被害発生状況の確認			●	→	→	→
	新環状道路建設事務所	67	新山梨環状道路南部区間・東部区間、西関東連絡道路、新御坂トンネルの被害確認・報告等	●	→	→	→	→	→
		68	新山梨環状道路南部区間・東部区間の被害調査・報告及び必要な応急対策等に関すること	●	→	→	→	→	→
		69	西関東連絡道路の被害調査・報告及び必要な応急対策等に関すること	●	→	→	→	→	→
		70	新御坂トンネルの巡回管理			●	→	→	→
		71	新山梨環状道路南部区間・東部区間、西関東連絡道路の維持管理			●	→	→	→
	ダム管理事務所	72	洪水調節及び利水供給	●	→	→	→	→	→
		73	ダム管理施設の操作、保守、点検等維持管理(被害確認)	●	→	→	→	→	→
		74	ダム及び貯水池の計測、観測、監視及び報告	●	→	→	→	→	→
	流域下水道事務所	75	下水処理場の被害状況の把握		●	→	→	→	→
		76	下水道施設の被害状況の情報収集と情報共有			●	→	→	→
		77	下水道施設の使用制限、応援要請			●	→	→	→
		78	下水道施設の緊急点検			●	→	→	→
		79	下水道施設の緊急調査(0次調査)				●	→	→
		80	下水道施設(管路)の応急復旧				●	→	→
		81	下水道施設の応急調査(一次調査)					●	→
		82	下水道施設(処理場)の応急対応					●	→

部局	所属名	番号	所管業務	3h	6h	1d	3d	7d	2w
企業局	発電総合制御所	83	発電所の停止(震度6弱以上)	●	→	→	→	→	→
		84	各施設の巡視(災害発生時)	●	→	→	→	→	→
		85	災害復旧計画の策定			●	→	→	→
		86	山梨県総合防災情報システム入力	●	→	→	→	→	→
	発電管理事務所	87	発電施設の被害状況確認・報告・維持管理	●	→	→	→	→	→
		88	ダム・調整池の臨時点検	●	→	→	→	→	→
		89	各施設の巡視・被災箇所の確認及び機器操作		●	→	→	→	→
		90	被害復旧計画の策定			●	→	→	→
	石和温泉管理事務所	91	機器及び給湯の停止	●	→	→	→	→	→
		92	施設及び設備等の巡視・記録・報告			●	→	→	→
		93	復旧計画の策定及び報告				●	→	→
教育委員会	教育事務所	94	市町村教育委員会との連携対応	●	→	→	→	→	→
		95	管内小中学校施設等の被害状況の収集・報告	●	→	→	→	→	→
		96	小中学校児童・生徒に係る人身被害状況の収集報告	●	→	→	→	→	→
		97	小中学校職員に係る人身被害状況の収集報告	●	→	→	→	→	→
	県立学校	98	学校生徒に係る人身被害状況の収集・報告	●	→	→	→	→	→
		99	学校職員に係る人身被害状況の収集・報告	●	→	→	→	→	→

※記載のない所属(班)においても、共通業務は実施する。

○優先すべき通常業務

部局	所属	番号	所管業務	3h	6h	1d	3d	7d	2w
共通		-	重要な行事への対応(延期調整等)			●	→	→	→
		-	予算・支出・調達ほか庶務等で緊急のもの				●	→	→
高度政策推進局	政策調整グループ	1	重要事項の総合調整				●	→	→
		2	庁議・部局連絡会議				●	→	→
		3	広域連携				●	→	→
		4	民間企業との包括連携協定				●	→	→
		5	議会対応					●	→
	秘書課	6	皇室					●	→
	広聴広報グループ	7	やまなしパートナーズ・レター、問い合わせメール				●	→	→
		8	県広報テレビ・ラジオ番組の企画・運営				●	→	→
		9	「ふれあい」の編集・発行				●	→	→
	政策データ分析センター	10	政策関連情報収集・分析	●	→	→	→	→	→
		11	データ分析による政策立案支援	●	→	→	→	→	→
	大阪事務所	12	大阪山梨県人会及び愛知山梨県人会等の活動支援		●	→	→	→	→
総合県民支援局	男女共同参画・多様性推進課	13	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関すること	●	→	→	→	→	→
		14	性暴力被害者への支援に関すること	●	→	→	→	→	→
		15	多文化共生地域づくり推進(HP保守含)に関すること	●	→	→	→	→	→
	子育て・次世代サポート課	16	子ども・子育て支援施策推進					●	→
		17	児童福祉施設の整備					●	→
		18	地域子ども・子育て支援事業					●	→
		19	母子保健推進事業		●	→	→	→	→
		20	発達障害者支援に関する事業					●	→
	こども福祉課	21	児童虐待防止対策の推進			●	→	→	→
		22	子どもの権利相談室(やまスマ)の運営						●
		23	児童手当、児童扶養手当						●
		24	ひとり親家庭等の福祉対策						●
		25	母子父子寡婦福祉資金						●
	まなび支援課	26	高等教育機関との連携事務(必要に応じて、県内大学に対する情報提供・状況確認)		●	→	→	→	→
		27	私立学校に関する助成及び指導						●
		28	私立学校への情報提供・状況調査等		●	→	→	→	→
	働く人・働き方支援課	29	中小企業労働相談事業						●
		30	勤労者生活応援事業(法律、健康等専門相談)						●
		31	勤労者福祉資金貸付事業						●
		32	賃金アップ環境改善事業						●
		33	ケアラー支援						●
		34	若年者・中高年齢者の就業支援						●
		35	やまなし・しごと・プラザの運営						●
		36	奨学金返還支援						●
	県民生活支援課	37	生活関連物資の価格・需給動向調査に関すること			●	→	→	→
		38	生活関連物資に関わる不当取引等の防止に関すること					●	→
		39	不当な取引行為の防止(特定商取引法・景品表示法・消費生活条例等に基づく行政指導)					●	→
		40	犯罪被害者等総合支援窓口の運営				●	→	→
		41	食品安全110番の運営				●	→	→
	総合県民企画室	42	県民生活の支援に関する施策の総合的な企画調整及び戦略的広報			●	→	→	→
		43	ケアラーの支援の企画及び総合調整			●	→	→	→
		44	孤独・孤立対策の企画及び総合調整				●	→	→
		45	ひきこもり支援の総合調整				●	→	→

部局	所属	番号	所管業務	3h	6h	1d	3d	7d	2w
総合県民支援局	パスポート室	46	旅券申請書の受理・審査			●	→	→	→
		47	旅券作成・交付			●	→	→	→
		48	旅券取得に係る相談			●	→	→	→
		49	地域県民センター旅券窓口業務の指導・研修			●	→	→	→
		50	地域県民センターとの旅券の発送業務			●	→	→	→
	こころの発達総合支援センター	51	医師(児童精神科・小児科医)の診療診察全般、検査/内服調整(甲府・都留クリニック)			●	→	→	→
		52	診療補助同行(甲府・都留クリニック)			●	→	→	→
		53	臨床検査			●	→	→	→
		54	生活・服薬指導			●	→	→	→
		55	医療事務(甲府・都留クリニック)			●	→	→	→
		56	電子カルテシステムに関すること			●	→	→	→
		57	診療業務の管理・調整			●	→	→	→
		58	こころの問題を抱えた児童の相談・地域支援			●	→	→	→
		59	発達障害児・者に対する相談・地域支援			●	→	→	→
	児童相談所	60	児童福祉に関する相談・調査・診断・判定及び援助			●	→	→	→
		61	児童虐待の相談・対応及び支援					●	→
		62	児童の一時保護及び一時保護委託			●	→	→	→
		63	一時保護所の運営	●	→	→	→	→	→
	甲陽学園	64	基本的な生活習慣確立のための支援				●	→	→
		65	社会規範の習得及び道徳性向上のための支援				●	→	→
		66	社会生活における自立心向上のための支援				●	→	→
		67	中卒児童のための学級運営と実科支援				●	→	→
		68	男女各寮内での支援活動及び寮の運営管理	●	→	→	→	→	→
	子ども心理治療センターうぐいすの杜	69	施設の運営管理	●	→	→	→	→	→
		70	児童に対する治療的生活支援	●	→	→	→	→	→
		71	児童の診察及び健康管理	●	→	→	→	→	→
		72	栄養管理・栄養指導	●	→	→	→	→	→
	地域県民センター	73	所管区域内の出先機関との連絡	●	→	→	→	→	→
		74	総合窓口			●	→	→	→
		75	一般旅券の発給			●	→	→	→
		76	所管区域内のかいの財務事務の審査			●	→	→	→
		77	所管区域内の出先機関の工事検査					●	→
		78	物品の購入契約に関すること					●	→
	県民生活センター	79	県民相談(法律相談・交通事故相談・労働相談・内職相談)			●	→	→	→
		80	消費生活相談			●	→	→	→
		81	行政苦情相談			●	→	→	→
		82	公益通報者保護法の外部通報受付窓口			●	→	→	→
		83	啓発事業(消費者被害拡大防止のための情報提供)			●	→	→	→

部局	所属	番号	所管業務	3h	6h	1d	3d	7d	2w
新価値創造推進局	国際・水素戦略推進課	84	外国青年招致事業(JETプログラム)		●	→	→	→	→
		85	職員相互派遣事業		●	→	→	→	→
	DX課	86	山梨県無料公衆無線LANの運用管理	●	→	→	→	→	→
		87	サーバ等機器、電源及びネットワーク利用可否状況の確認、現状利用可能範囲の特定(切り分け)	●	→	→	→	→	→
		88	行政情報ネットワークの復旧(部分復旧・仮復旧)		●	→	→	→	→
		89	メール利用環境の復旧(仮復旧)		●	→	→	→	→
		90	LGWAN利用環境の復旧(仮復旧)		●	→	→	→	→
		91	ファイルサーバ(共有フォルダ)の復旧(仮復旧)			●	→	→	→
		92	テレワーク利用環境の復旧(仮復旧)			●	→	→	→
		93	統合サーバの運用管理			●	→	→	→
		94	財務会計システムの運用管理				●	→	→
		95	人事給与福利厚生システムの運用管理				●	→	→
		96	統合宛名システム(運用管理)				●	→	→
		97	統合宛名システム(復旧)			●	→	→	→
	統計調査課	98	国の委託に係る統計調査(国勢調査、社会生活基本調査、就業構造基本調査、住宅・土地統計調査、全国家計構造調査、経済センサス、農林業センサス、労働力調査、毎月勤労統計調査、家計調査、小売物価統計調査、学校基本調査、学校保健統計調査等)						●
		99	統計調査員の安全対策	●	→	→	→	→	→
シス ン盤・ 推進 局新 局交 通サ イ	地域デザイン・リニア推進グループ	100	リニア見学センターの管理運営				●	→	→
	地域・次世代交通推進グループ	101	交通行政の総合調整(応急対応以外)			●	→	→	→
総務部	人事課	102	職員の任免、分限及び懲戒				●	→	→
		103	職員の服務その他の勤務条件				●	→	→
		104	職員の給与、退職手当、旅費及びその他の手当					●	→
		105	職員の表彰及び褒賞						●
		106	県の委員会、委員、警察本部及び企業局に係る知事の権限に属する事務(人事及び給与に関するものに限る)				●	→	→
	職員研修室	107	研修の実施(延期・中止)に関すること				●	→	→
	財政課	108	予算その他財政に関すること				●	→	→
		109	県議会に関すること				●	→	→
		110	被災市町村及び支援市町村の行財政指導に関すること			●	→	→	→
	市町村振興課	111	住民基本台帳制度・番号制度			●	→	→	→
		112	選挙制度			●	→	→	→
		113	被災市町村及び支援市町村の行財政指導に関すること			●	→	→	→
	行政法務課	114	総合的行政文書管理システムの運用					●	→
		115	文書の收受・発送			●	→	→	→
		116	公印の管守			●	→	→	→
		117	個人情報保護に関する指導業務	●	→	→	→	→	→
		118	県公報の発行					●	→
		119	条例・規則の公布			●	→	→	→
	職場環境マネジメント課	120	集中管理自動車の運行及び管理	●	→	→	→	→	→
	税務課	121	災害による県税の減免措置に関すること				●	→	→
		122	地方消費税等に関する市町村交付金						●
		123	税務システムの運用・維持管理	●	→	→	→	→	→
		124	災害窓口業務(収納管理・減免・徴収猶予・申告指導・納税確認等)			●	→	→	→
		125	公有財産の管理		●	→	→	→	→
	資産高度利用推進課	126	職員宿舍の管理		●	→	→	→	→
		127	県有建物の火災共済に関すること						●
		128	ふるさと納税に係る問い合わせへの対応			●	→	→	→
		129	職員の健康相談(過重労働・メンタルヘルス対応等、休職面を含む)					●	→
	職員厚生課	130	庁内一時預かり託児所の運営管理					●	→
		131	恩給(元軍人を除く、元県職員・教員・警察官)						●
		132	共済組合の物資(食堂・購買)事業						●
		133	被扶養者の認定及び組合員証の発行						●
		134	公務災害、通勤災害の請求に係る相談、補償						●

部局	所属	番号	所管業務	3h	6h	1d	3d	7d	2w
総務部	北富士演習場対策課	135	北富士演習場関連の連絡調整				●	→	→
		136	北富士演習場対策協議会						●
	総合県税事務所	137	窓口業務(収納管理・減免・徴収猶予・申告指導・納税確認等)			●	→	→	→
		138	収納計器(ハスラー)の保全及び適正使用に係る指導			●	→	→	→
		139	県税に係る徴収金の賦課				●	→	→
		140	県税に係る調査及び申告指導				●	→	→
		141	ゴルフ場利用税の市町村に対する交付						●
防災局	防災危機管理課	142	防災ポータルサイトの維持管理に関すること	●	→	→	→	→	→
		143	気象情報の受伝達、気象状況に基づく配備に関すること	●	→	→	→	→	→
		144	無線局の管理、運用指導に関すること	●	→	→	→	→	→
	消防保安課	145	消防賞じゅつ金						●
		146	消防団員公務災害補償						●
		147	航空機燃料調達及び屋外貯蔵・管理	●	→	→	→	→	→
		148	各種資機材の維持管理	●	→	→	→	→	→
		149	ヘリテレ及び小型受信装置の保守管理	●	→	→	→	→	→
		150	ドクヘリとの運航調整	●	→	→	→	→	→
		151	物品選定に関すること	●	→	→	→	→	→
		152	消防防災ヘリコプターの運航・点検・整備に関すること	●	→	→	→	→	→
		153	各種無線に関すること	●	→	→	→	→	→
		154	救急安心センターやまなし(＃7119)					●	→
	消防学校	155	総務スタッフ業務					●	→
		156	教育訓練の再調整					●	→
福祉保健部	福祉保健部	157	部局間の調整に関すること				●	→	→
	福祉保健総務課	158	奉仕、協力者の配置等に関すること		●	→	→	→	→
		159	民生委員・児童委員に関すること					●	→
		160	生活福祉資金に関すること				●	→	→
		161	生活困窮者の自立支援に関すること				●	→	→
		162	共同募金に関すること				●	→	→
		163	生活保護				●	→	→
	健康長寿推進課	164	高齢者虐待防止					●	→
		165	負担金・交付金・補助金等に関すること					●	→
	国保課	166	後期高齢者医療制度に関すること				●	→	→
		167	国民健康保険に関すること				●	→	→
	障害福祉課	168	自立支援給付(介護給付・訓練等給付・自立支援医療・補装具)					●	→
		169	障害者の相談支援、就労支援			●	→	→	→
		170	障害児施設給付費・措置費に関すること					●	→
		171	心身障害者扶養共済					●	→
		172	重度心身障害者医療費貸付					●	→
		173	特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当					●	→
		174	障害者の虐待防止					●	→
	医務課	175	へき地医療				●	→	→
		176	在宅医療						●
		177	医療機関の指導監督				●	→	→
		178	衛生検査所の指導				●	→	→
		179	医療類似行為の指導監督				●	→	→
		180	医療相談	●	→	→	→	→	→
		181	医療安全及び院内感染防止の推進				●	→	→
		182	准看護師試験	●	→	→	→	→	→
	衛生業務課	183	狂犬病の予防及び咬傷事故対応に関すること	●	→	→	→	→	→
		184	麻薬取扱者免許事務手続に関すること(緊急のもの)				●	→	→
		185	毒・劇物、麻薬等関係施設の危害防止のための関係機関との連絡調整					●	→
		186	食中毒調査等に関すること			●	→	→	→

部局	所属	番号	所管業務	3h	6h	1d	3d	7d	2w
福祉保健部	健康増進課	187	熱中症対策(特別警戒アラート発令時の対応)	●	→	→	→	→	→
		188	原爆被爆者の援護(手帳の交付・手当の給付)						●
		189	小児医療給付対策						●
		190	特定疾患等対策						●
		191	心の健康の保持・増進					●	→
	感染症対策センター	192	センター内の連絡調整に関すること	●	→	→	→	→	→
		193	感染症に係る情報収集・分析・発信に関すること					●	→
		194	感染症発生動向調査・流行予測調査						●
		195	衛生物資の流通備蓄に関すること					●	→
		196	感染症の発生時対応			●	→	→	→
		197	感染症の予防対策に関すること(国有ワクチンの確保を含む)			●	→	→	→
		198	肝炎治療助成事業(公費負担医療)						●
		199	結核予防(公費負担医療)						●
		200	避難所等における感染対策の支援			●	→	→	→
		201	市町村からの要請に基づく防疫業務の支援・代行			●	→	→	→
		※【(臨時)は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく対策本部が立ち上がっている場合】							
		202	(臨時)新興感染症対策本部・情報班業務		●	→	→	→	→
		203	(臨時)新興感染症対策本部・情報班業務(公表事務関係)					●	→
		204	(臨時)新興感染症対策本部入院調整班業務(要トリアージ)		●	→	→	→	→
		205	(臨時)新興感染症対策本部・事務局業務(対策本部会議関係)					●	→
		206	(臨時)専門家会議、感染症対策連携協議会					●	→
		207	(臨時)医療措置協定に基づく医療提供体制等の確保					●	→
		208	(臨時)外出自粛対象者の自宅療養にかかる市町村への情報提供		●	→	→	→	→
	保健福祉事務所	209	障害者虐待に関すること						●
		210	児童虐待に関すること						●
		211	母子・父子・寡婦家庭等に対する相談指導に関すること(母子・父子自立支援)						●
		212	DVに関すること						●
		213	介護保険に関すること						●
		214	認知症・高齢者虐待に関すること						●
		215	食中毒に関する調査			●	→	→	→
		216	食品苦情への対応					●	→
		217	食品営業許可に関すること					●	→
		218	医薬品事故に関すること			●	→	→	→
		219	医薬品、毒物劇物、麻薬等許可に関すること					●	→
		220	水道施設等衛生管理に関すること					●	→
		221	生活衛生関係許可に関すること					●	→
		222	咬傷事故処理、負傷動物の処置			●	→	→	→
		223	非係留犬の保護				●	→	→
		224	飼えなくなった犬、猫の引き取り						●
		225	医療機関等の許認可					●	→
		226	警察官通報等対応業務			●	→	→	→
		227	精神保健法相談業務				●	→	→
		228	感染症発生動向調査						●
		229	感染症発生対応(全数把握疾病等)			●	→	→	→
		230	医療機関・社会福祉施設等における感染症等発生対応			●	→	→	→
		231	結核患者等対応(接触者管理を含む)			●	→	→	→
		232	肝炎治療費助成事務						●
		233	先天性代謝異常対応						●
		234	小児慢性特定疾病医療費給付事務				●	→	→
		235	特定医療費(指定難病)給付事務				●	→	→
		236	生活保護に関すること				●	→	→

部局	所属	番号	所管業務	3h	6h	1d	3d	7d	2w
福祉保健部	女性相談支援センター	237	女性からの相談、支援及び調査						●
		238	要支援女性の一時保護						●
		239	配偶者暴力被害者の相談				●	→	→
		240	配偶者暴力被害者の一時保護			●	→	→	→
		241	一時保護所の運営	●	→	→	→	→	→
	障害者相談所	242	身体障害者手帳交付					●	→
		243	療育手帳交付					●	→
		244	身体障害者の更生相談				●	→	→
		245	知的障害者の更生相談				●	→	→
		246	自立支援医療(更生医療)の該当						●
		247	総合支援法に関する市町村調整・援助						●
		248	療育手帳にかかる各種判定・診断						●
		249	補装具の要否・適合判定						●
	あけぼの医療福祉センター	250	入所中の利用児者等の治療・看護	●	→	→	→	→	→
		251	薬剤業務	●	→	→	→	→	→
		252	臨床検査業務		●	→	→	→	→
		253	臨床放射線検査業務	●	→	→	→	→	→
		254	栄養給食業務		●	→	→	→	→
		255	介護が一時的に困難となった障害児者の短期間入所、保護			●	→	→	→
		256	社会福祉村各施設の総合調整	●	→	→	→	→	→
	富士ふれあいセンター	257	相談・判定				●	→	→
	衛生環境研究所	258	飲料水の適否検査			●	→	→	→
		259	有症・苦情に伴う患者、食品等の検体の試験検査			●	→	→	→
		260	感染症発生動向調査						●
		261	大気汚染に係る常時監視、試験検査				●	→	→
		262	公共用水域、地下水汚濁の常時監視、試験検査				●	→	→
		263	事業場、廃棄物処理施設等の排水検査				●	→	→
	食肉衛生検査所	264	と畜検査			●	→	→	→
		265	食鳥検査			●	→	→	→
		266	BSE検査			●	→	→	→
		267	病畜・保留畜の精密検査			●	→	→	→
	動物愛護指導センター	268	保管動物の飼育管理			●	→	→	→
		269	負傷動物等の処置			●	→	→	→
		270	飼えなくなった、所有者の判明しない犬、ねこの引き取り処分						●
		271	咬傷犬事故対応		●	→	→	→	→
		272	特定動物による事故防止	●	→	→	→	→	→
	精神保健福祉センター	273	保護・逸走情報の発信				●	→	→
		274	精神保健福祉相談事業			●	→	→	→
		275	自殺再企図防止ケア事業			●	→	→	→
		276	精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療費受給者証判定・発行事業					●	→
		277	精神医療審査会事業					●	→

部局	所属	番号	所管業務	3h	6h	1d	3d	7d	2w
森林環境部	地域エネルギー推進室	278	災害時の電力供給体制の強靱化	●	→	→	→	→	→
	林業振興課	279	特用林産物の振興(放射性物質検査を含む)				●	→	→
	大気水質保全課	280	温泉資源の保護及び利用の適正化				●	→	→
		281	大気汚染防止対策		●	→	→	→	→
		282	浮遊粒子状物質対策		●	→	→	→	→
		283	光化学スモッグ対策		●	→	→	→	→
		284	ダイオキシン類対策		●	→	→	→	→
		285	土壌汚染対策		●	→	→	→	→
		286	公共用水域、地下水の常時監視及び水質保全対策		●	→	→	→	→
		287	生活排水対策				●	→	→
	環境整備課	288	公共関与による廃棄物最終処分場の管理・運営			●	→	→	→
		289	一般廃棄物の適正処理の指導				●	→	→
		290	一般廃棄物処理施設の許可				●	→	→
		291	自動車リサイクルの推進				●	→	→
		292	産業廃棄物排出事業者及び処理業者の指導				●	→	→
		293	再生資源物等管理条例対象事業者の指導				●	→	→
		294	廃棄物不適正処理の監視・指導						●
		295	不法投棄防止対策の推進				●	→	→
	自然共生推進課	296	鳥インフルエンザに係る死亡野鳥等調査			●	→	→	→
		297	自然公園特別地域内の非常災害応急措置						●
	林務環境事務所	298	県産材の流通及び特用林産の振興				●	→	→
		299	林道及び治山工事の設計、施工、監督						●
		300	林道及び治山施設の維持管理					●	→
		301	自然公園特別地域内の非常災害応急措置						●
		302	鳥インフルエンザに係る死亡野鳥等調査			●	→	→	→
		303	森林組合指導及び林業労働対策				●	→	→
	森林総合研究所	304	重機・林業機械類の点検管理		●	→	→	→	→
		305	林業用種子・植物資源等の維持管理			●	→	→	→
	富士山科学研究所	306	富士山火山防災に係る調査研究(富士山噴火以外に関する事)		●	→	→	→	→
		307	環境情報の収集及び提供				●	→	→
産業政策部	産業振興課	308	中小企業の金融相談					●	→
	産業人材課	309	公共職業訓練						●
		310	県立職業能力開発施設の運営						●
		311	訓練生に対する援護						●
		312	障害者の雇用促進						●
	計量検定所	313	特定計量器の検定及び使用に関する指導						●
		314	公的質量標準供給体制の維持・運営(基準器の保全)	●	→	→	→	→	→
観光文化・スポーツ部	観光政策グループ	315	旅行業の登録及び指導						●
	観光振興グループ	316	富士の国やまなし観光ネットの維持管理及び情報発信		●	→	→	→	→
		317	県有観光施設の維持管理(情報収集、被害調査)			●	→	→	→
	観光地経営支援グループ	318	扇館の管理(情報収集、被害調査)			●	→	→	→
		319	災害時外国人受入対応		●	→	→	→	→
	南アルプス観光振興グループ	320	南アルプスのマイカー規制(情報収集、発信)	●	→	→	→	→	→
	富士山世界遺産センター	321	世界遺産センターの運営	●	→	→	→	→	→
	埋蔵文化財センター	322	埋蔵文化財の発掘調査に関する事						●

部局	所属	番号	所管業務	3h	6h	1d	3d	7d	2w
農政部	担い手・農地対策課	323	農地利用集積等促進計画の公告等				●	→	→
		324	農業会議及び農業委員会の活動支援				●	→	→
	販売・輸出支援課	325	農畜水産物の流通販売対策			●	→	→	→
	農業技術課	326	農作物等の技術対策に関すること					●	→
		327	農業災害関係制度資金に関すること					●	→
		328	農作物等の災害対策					●	→
		329	農業関係金融					●	→
	果樹園芸振興課	330	果樹及び野菜の出荷・振興対策				●	→	→
	畜産課	331	(株)山梨食肉流通センターに関すること		●	→	→	→	→
		332	食肉の需給調整に関すること			●	→	→	→
		333	(公社)山梨県畜産協会に関すること		●	→	→	→	→
		334	(公財)山梨県子牛育成協会に関すること		●	→	→	→	→
		335	県立ハケ岳牧場に関すること		●	→	→	→	→
		336	県立まきば公園に関すること		●	→	→	→	→
		337	酪農・乳業の需給調整に関すること			●	→	→	→
		338	家畜伝染病の危機管理に関すること		●	→	→	→	→
		339	(公財)馬事振興センターに関すること		●	→	→	→	→
		340	動物薬事、獣医療・獣医事に関すること		●	→	→	→	→
		341	自衛防疫の推進に関すること		●	→	→	→	→
	食糧水産課	342	主要食糧の確保、供給				●	→	→
	農村振興課	343	国有農地等の被害調査に関すること			●	→	→	→
		344	農業振興地域整備計画の管理指導				●	→	→
		345	農地の権利移動及び転用に関する許可等				●	→	→
	耕地課	346	農地防災及び災害復旧事業					●	
		347	国庫補助金(交付金)申請手続き等						●
		348	地方財政措置に関すること						●
		349	予算・繰越等関係事務						●
		350	工事の執行管理						●
		351	設計積算の電算処理及びシステム管理						●
		352	一般競争入札の連絡調整等						●
		353	公共事業評価関係						●
		354	公共事業の執行管理(契約・支出等)						●
		355	公共事業予算編成						●
	農務事務所	356	農業団体の指導等			●	→	→	→
		357	農業・農村施設整備等に係る国補・県単事業		●	→	→	→	→
		358	農業の担い手の確保、育成及び支援				●	→	→
		359	農業金融の融資事務、調査及び指導					●	→
		360	地域農業の生産・経営指導と情報発信				●	→	→
		361	農業気象災害対策の技術指導		●	→	→	→	→
	総合農業技術センター	362	農作物等の災害対策				●	→	→
		363	農作物等の病害虫発生予察及び防除指導						●
		364	植物防疫(侵入警戒病害虫)診断						●
		365	県有防除器具の保管貸出						●
		366	原々種及び原種の生産管理				●	→	→
		367	試験研究用栽培作物等の維持管理				●	→	→
		368	遺伝資源の維持保存				●	→	→
		369	花き種苗生産事業			●	→	→	→
	果樹試験場	370	ワインの試験醸造と貯蔵試験			●	→	→	→
		371	施設果樹の栽培技術の開発	●	→	→	→	→	→
		372	ブドウウイルス病無毒原々母樹の隔離保存			●	→	→	→
		373	果実の鮮度保持に関する試験	●	→	→	→	→	→
		374	気象災害等における被害、技術対策への支援				●	→	→

部局	所属	番号	所管業務	3h	6h	1d	3d	7d	2w
農政部	専門学校農林大学校(長坂キャンパス・富士川キャンパス)	375	学校の運営			●	→	→	→
		376	実習ほ場、実習林、実習場の管理			●	→	→	→
		377	学生の安否確認			●	→	→	→
		378	訓練生・研修生の安否確認			●	→	→	→
	家畜保健衛生所	379	家畜伝染病の発生予防とまん延防止のための検査・調査・指導			●	→	→	→
		380	不明疾病の解明とそれに基づく指導				●	→	→
		381	BSE監視検査				●	→	→
		382	特定家畜伝染病防疫対策・監視検査・指導	●	→	→	→	→	→
	畜産酪農技術センター	383	家畜家禽の飼養管理(本所)		●	→	→	→	→
		384	乳肉用牛の飼養管理(長坂支所)		●	→	→	→	→
県土整備部	水産技術センター	385	魚苗の生産及び供給	●	→	→	→	→	→
		386	水産技術の普及指導(応急・復旧対応に係る業務)				●	→	→
	県土整備総務課	387	部内の建設工事に係る請負契約					●	→
	建設業対策室	388	建設業許可				●	→	→
		389	浄化槽工事業登録				●	→	→
		390	解体工事業登録				●	→	→
	技術管理課	391	技術基準、仕様書					●	→
		392	積算基準、災害査定、実施単価の調査					●	→
		393	工事用材料の調査、試験					●	→
		394	建設副産物対策						●
		395	土木設計積算システムの運用維持管理						●
		396	電子納品保管活用システムの運用維持管理						●
		397	道路事業の総合調整及び関係機関との調整				●	→	→
	道路整備課	398	市町村道路・橋りょう事業の認可事務・指導監督				●	→	→
	高速道路推進課	399	高速道路の建設に係る事業調整及び関係機関との調整				●	→	→
	道路管理課	400	道路清掃及び道路パトロール				●	→	→
		401	道路管理瑕疵				●	→	→
		402	道路施設の維持補修				●	→	→
	治水課	403	河川及び河川管理施設の管理(応急復旧に関するものを除く)				●	→	→
		404	河川の管理に関する許認可				●	→	→
		405	広瀬ダム、荒川ダム、大門ダム、塩川ダム、深城ダム、琴川ダムの管理				●	→	→
	上下水道政策課	406	市町村上下水道の維持管理指導			●	→	→	→
		407	下水道公社の指導・監督	●	→	→	→	→	→
	砂防課	408	砂防関係施設の管理				●	→	→
		409	富士山火山防災対策	●	→	→	→	→	→
		410	土砂災害情報相互通報システムに関する業務	●	→	→	→	→	→
		411	災害関連緊急事業に関する業務			●	→	→	→
		412	砂防指定地内行為の許可等に関する事				●	→	→
	都市計画課	413	被災地の復興計画の策定に関する事				●	→	→
	景観まちづくり室	414	災害対策公共事業の景観への配慮に関する事						●
		415	被災地の復興対策計画のうち、景観形成への配慮に関する事						●
		416	危険化した屋外広告物への対応措置に関する事			●	→	→	→
	建築住宅課	417	建築基準法に基づく建築確認・検査及び許可等						●
	営繕課	418	工事施工中現場の安全確認		●	→	→	→	→
	建設事務所	419	被災建築物応急危険度判定に関する事				●	→	→
		420	被災宅地危険度判定の実施に関する事				●	→	→
		421	整備中の道路・橋梁・河川・砂防・街路・公園等の被災状況の収集に関する事					●	→
		422	道路・橋梁、河川、砂防、街路、公園等の災害復旧に関する事					●	→
		423	防災活動拠点の運営				●	→	→
	新環状道路建設事務所	424	大蔵経寺山トンネル等の監視・制御			●	→	→	→
		425	新山梨環状道路南部区間・東部区間の災害復旧に関する事					●	→
		426	西関東連絡道路の災害復旧に関する事					●	→
	ダム管理事務所	427	管理所及びダム周辺の維持管理			●	→	→	→
		428	管理用船舶及び艇庫の維持管理			●	→	→	→
		429	関係機関及び共同事業者との調整			●	→	→	→

部局	所属	番号	所管業務	3h	6h	1d	3d	7d	2w
出納局	会計課	430	現金の出納及び保管		●	→	→	→	→
		431	支出負担行為の確認及び支出命令の審査			●	→	→	→
		432	歳入の出納及び歳出の支払			●	→	→	→
		433	現金及び財産の記録管理			●	→	→	→
		434	給与の集中管理					●	→
		435	一時借入金及びその償還						●
		436	所得税の源泉徴収及び県市町村民税の特別徴収					●	→
		437	山梨県手数料収納事務					●	→
	管理課	438	物品調達管理システムの稼働状況の把握				●	→	→
		439	物品調達管理システムの復旧					●	→
		440	本庁の物品(車輛を除く)の購入、修繕及び処分					●	→
		441	物品管理(車輛管理を除く)の総括及び指導				●	→	→
		442	財務事務に関する指導			●	→	→	→
		443	指定金融機関等に対する業務指導			●	→	→	→
	工事検査課	444	建設工事の検査					●	→
		445	建設工事に係る業務委託の完了検査					●	→
企業局	総務課	446	職員の身分、服務、給与、研修、福利厚生及び健康管理					●	→
		447	会計管理				●	→	→
		448	資金運用				●	→	→
		449	固定資産の取得、管理				●	→	→
		450	工事等の契約締結、物品等の調達					●	→
	電気課	451	県営電気事業の運営、管理		●	→	→	→	→
		452	災害復旧工事契約等の業務					●	→
	新エネルギーシステム推進課	453	災害復旧工事契約等の業務					●	→
	発電総合制御所	454	県営発電所の監視及び制御	●	→	→	→	→	→
		455	発送電記録の整理及び報告			●	→	→	→
		456	給電業務	●	→	→	→	→	→
		457	県営発電所の運用計画			●	→	→	→
		458	塩川発電所の維持管理					●	→
		459	小水力発電所の維持管理					●	→
		460	災害復旧工事委託契約の業務					●	→
	発電管理事務所	461	発電施設の巡視、記録及び報告		●	→	→	→	→
		462	ダム・調整池の管理運営、操作	●	→	→	→	→	→
		463	災害復旧工事委託契約の業務					●	→
	石和温泉管理事務所	464	源泉及び給湯施設の管理			●	→	→	→
県議会事務局	総務課	465	議長及び副議長の秘書	●	→	→	→	→	→
		466	議長及び副議長の登庁			●	→	→	→
		467	事務局職員の登庁、情報収集、連絡体制の整備			●	→	→	→
		468	災害対策連絡会議の開催				●	→	→
	議事調査課	469	会議の議事運営及び議事諸般の整備、処理					●	→
		470	常任委員会及び特別委員会の議事運営、調査研究					●	→
		471	議会運営委員会、各会派代表者会議、議会改革検討協議会等				●	→	→
	人事委員会事務局	472	職員採用試験における受験者等からの問い合わせ対応				●	→	→
監査委員事務局		473	直接監査				●	→	→
		474	住民監査制度				●	→	→
労働委員会事務局		475	労働相談					●	→

部局	所属	番号	所管業務	3h	6h	1d	3d	7d	2w
教育委員会	総務課	476	教育委員会議の開催				●	→	→
		477	教育行政相談					●	→
		478	個人情報保護(照会対応)	●	→	→	→	→	→
	福利給与課	479	教職員住宅の維持管理等(復旧以外)						●
		480	教職員の給与、退職手当、各種手当及び旅費等					●	→
		481	教職員の公務災害補償				●	→	→
		482	教職員の健康管理(健康相談)						●
		483	(公立学校共済)医療費、年金、貸付、組合員資格等の相談				●	→	→
		484	(公立学校共済)資格確認書、高齢者受給証の再交付					●	→
		485	(公立学校共済)組合員の資格取得・喪失及び被扶養者の認定						●
		486	(公立学校共済)医療費限度額認定証の交付						●
		487	(公立学校共済)休業給付の相談・支給				●	→	→
		488	(公立学校共済)災害見舞金の相談・支給				●	→	→
		489	(公立学校共済)新規貸付						●
	義務教育課	490	教育職員免許の授与及び検定						●
		491	人材バンクの管理に関すること				●	→	→
		492	被災児童生徒の教科用図書の斡旋に関すること					●	→
		493	教育課程、学習指導、生徒指導、安全指導、進路指導に関すること					●	→
	高校教育課	494	県立高等学校等の学校教育の指導②(学習指導・各分掌等の業務)					●	→
		495	被災生徒の奨学金に関すること						●
		496	生徒の転入学措置に関すること						●
	特別支援教育・児童生徒支援課	497	障害児の就学に関すること				●	→	→
		498	県立特別支援学校入学選抜のための学力検査及び検査の実施に関すること				●	→	→
		499	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置に関すること				●	→	→
		500	いじめ、不登校、暴力行為、生徒指導、教育相談に関すること				●	→	→
	社会教育課	501	県立青少年センターの管理					●	→
		502	県立図書館の管理					●	→
		503	県立科学館の管理					●	→
		504	県立ハケ岳少年自然の家管理					●	→
		505	放課後子ども総合プラン推進業務					●	→
	保健体育課	506	学校給食の指導				●	→	→
	教育事務所	507	学校保健、給食、安全指導					●	→
		508	県費負担教職員の給与・旅費・児童手当、研修					●	→
	総合教育センター	509	教育に関する情報の収集および発信				●	→	→
	図書館	510	図書館情報システムの運営管理					●	→
	県立学校	511	生徒の転入学措置に関すること						●

※記載のない所属(班)においても、共通業務は実施する。

